令和3年度 仙松修第1-1号 宮城県道路公社本社空調設備修繕工事

特記仕様書

令和3年度 宮城県道路公社

第1章 総則

第1条 適用

この特記仕様書は、下記の工事についてその仕様を定めるものとする。

工事番号:令和3年度仙松修第1-1号

工事名 : 宮城県道路公社本社空調設備修繕工事

工期 :契約締結日の翌日 ~ 令和4年3月25日

第2条 施工場所

本工事の施工場所は、下記のとおりである。

○ふるさとビル

(所在地) 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目1-20

第3条 受注者の遵守事項

受注者は、本工事の施工にあたり次に掲げる事項について遵守すること。また、特記なき事項については、監督職員の指示に従うこと。

- ① 労働安全衛生法等の関係法令を遵守すること。
- ② 火気の取扱いや騒音の発生等に注意すること。
- ③ 施工場所建物内の業務に支障を及ぼすことが無いように配慮すること。

第2章 工事施工要領

第4条 工事範囲

・ビル用マルチエアコン屋外機更新 2台・エアコン室内機更新 12台

・全熱交換ユニット設置(ダクト設置含) 5台

総合調整1式

設置終了後は試験調整を行うこと。

なお,本工事の施工に当たって必要となる撤去機器等の処分,加工,各種の調整等,工事の施工上必要となる作業の一切を行うものとする。

第5条 機器仕様

本工事における機器の仕様を下表に示す。

エアコン機器仕様

| 系統 | 記号 | 仕様・ | 计属品 | 電源 | 数量 |
|----------|--|--|---|----------|----|
| 4 階事務室系統 | A C P – 4 A | 室外機: ピル用マルチエアコン ク゚リーン購人法適合 アクティス゚フィルタ内蔵 既設架台(W1,240mm×D765mm) に設置可能であること | 冷: 40.0 kW 暖: 45.0 kW 防振架台 吹出側防雪フード 吸込側防雪フード(3面) | 3 φ 2000 | 1 |
| | A C P - 4 A - 1 A C P - 4 A - 2 A C P - 4 A - 4 A C P - 4 A - 5 | 室内機: 天井埋込カセット型、センシング機能付 全周吹出、ドレンアッブ機能、 自動清掃バネル、ワイヤードリモコン、 内部接続用配線等 | | 1 φ 200V | 4 |
| | A C P - 4 A - 3 A C P - 4 A - 6 | 室内機: 天井埋込カヤット型、ヤンシング機能付 全周吹出、ドレンアッブ機能、 自動清掃パネル、ワイヤードリモコン、 内部接続用配線等 | 冷: 4.5 kW 暖: 5.0 kW | " | 2 |
| | ACP-4A-7 (会議室1) | 空内機: 天井埋込カセット型、センシング機能付 シングルフロー、ドレンアップ機能、 ワイヤードリモコン、化粧パネル、 ワイドバネル、内部接続用配線等 | 冷: 2.8 kW 暖: 3.2 kW | " | 1 |
| | ACP-4A-8 (会議室2) | 室内機: 天井埋込カセット型、センシング機能付 全周吹出、ドレンアップ機能、 自動清掃パネル、ワイヤードリモコン、 内部接続用配線等 | 冷:7.1 kW 暖:8.0 kW | " | 1 |
| 4 階役員室系統 | A C P – 4 B | 室外機: ピル用マルチェアコン グリーン購入法適合 既設架台(W635mm×D765mm) に設置可能であること | 冷: 14.0 kW 暖: 16.0 kW 防振架台 吹出側防雪フード 吸込側防雪フード (2面) | 3 φ 200V | 1 |
| | ACP-4B-1 (応接室) ACP-4B-3 (役員室2) | 室内機: 壁掛型 外付け電子膨張弁 リモコン | 冷:2.8 kW 暖:3.2 kW | 1 φ 200V | 2 |
| | A C P - 4 B - 2 (役員室 1) | 室内機: 壁掛型 外付け電子膨張弁 リモコン | 冷:5.6 kW 暖:6.3 kW | " | 1 |
| | ACP-4B-4 (役員室3) | 室内機: 壁掛型 外付け電子膨張弁 リモコン | 冷:3.6 kW 暖:4.0 kW | IJ | 1 |

全熱交換器機器仕様

| 系統 | 記号 | 仕様・付属品 | 電源 | 数量 |
|----------|----------------------------------|---|------------------|----|
| 4 階事務室系統 | HEA-4A-1 HEA-4A-2 | 全熱交換エット 天井カセット型 インテリアパネル、コントロールスイッチ 送風機風量最大:500m3/h 送風機機外静圧最大:95Pa 消費電力:200W以下 エンタルピ交換効率冷房 最大風量時:67%以上 エンタルピ交換効率暖房 最大風量時:60.5%以上 | 1 φ 200V 50Hz | 2 |
| 4 階役員室系統 | HEA-4B-1 HEA-4B-2 HEA-4B-3 | 全熱交換エット 熱交換換気設備 ステンレス製角形7-ト*防虫網付 (壁掛型熱交換機能付換気扇) 取付けパ*イプ 最大風量:50m3/h 温度交換効率 最大風量時:66%以上 | 1 φ 100V 50Hz | 3 |

第6条 その他

[発生品の処理]

撤去機器等の処分、冷媒回収については法律に基づき適正に行うこととする。なお、 その費用については実績により協議を行い精算するものとする。

- 特記仕様書-

施工条件明示書

| 工事番号 令和3年度 仙 | | ^记 | т. | 事名 | 宮城県道路公社本社空調設備 | 佐 ノ 東 | 事務所名 宮城県道路公社 | | |
|--|--------------|--|--------------|---------------------------------|--|------------------------------------|--|--|--|
| 工事留方 下和3年及 11 | | 175 | | 件 | 呂城県坦路公社平社空嗣設(m1 内 | 容 | 施工方法 | 備考 | |
| 1 共通仕様書の適用 | • | | | | :木部制定「共通仕様書」を適用す | | · · | I HH | |
| | | | | | の優先は、「特記仕様書」「共通特 | | | | |
| 2 主任技術者及び監理技術 | | 配置技術者という。)の配 | 置 | | Italian and the transport of the same of t | - 1/4 | | | |
| (1) 現場施工に着手する (配置技術者の配置 | | 列) | O ಹತ | | 契約工期初日以降、90日以内に着手 (手持ち工事が完了した場合や、制約条件がない場合は、期日以前の着手も可能) | | | | |
| ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した 工事における配置技術者の配置要件の特例について」 | | | | | | | | | |
| (2)請負者が着手日を選択出来る工事(フレックス工事) | | O ಹನ | | 契約日から〇〇日以内に着手 土木工事共通特記仕様書第1編 | | | | | |
| (3)その他 | | © ある | | 場施工に着手 | | て、契約工期初日以降、30日以内に到場が不稼動であることが明確な場合 | | | |
| | | | は,配置 | 支術者のエ | r手する日の削りまでの期間にね 「事現場への専任は要しない。 ふページ参照のこと。http://www.p | ., | | | |
| 3 特例監理技術者の配置 | | | | | | | | • | |
| | | | 〇 対象 | ● 対象外 | 建設業法第26条第3項ただし書 | | 術者(特例監理技術者)の配置。 | | |
| | | | 1 株石原 | 四廿/朱孝/ | 特例監理技術者を対象とする場 と配置する場合は以下の(ア)~(* | | トギナ <u>み</u> た ナ <u>みし</u> 、 | | |
| | | | (ア)本工 | 事の現場が | 五工に着手する日までに、建設業 | | はなりない。 ら監理技術者の職務を補佐する者(以 ⁻ | 下、「監理技術者補 | |
| | | | | | 『配置すること。 『は 一級施工管理技士補(会和) | 3年4日1日旅行予定) ▽≀ナ一級 | 施工管理技士等の国家資格者、学歴 | む宝森経験に FN卧 | |
| | | | 理技術者 | の資格を有 | すするものであること。なお、監理技 | | の規定に基づく技術検定種目は、特別 | | |
| | | | | | じであること。 Eは入札参加者と直接的かつ恒常 | 営的な雇用関係にあること。 | | | |
| | | | (エ)同一 | の特例監理 | 里技術者が配置できる工事は、本 | 工事を含め同時に2件までとす | 3. | | |
| | | | | | | | 复する複数の請負契約に係る工事であ 請負契約が随意契約により締結される | | |
| | | | | | の工事を一の工事とみなす。) 者が兼務できる工事は、本工事を | 正等十2字は月 中で歩行される | マエ車づなければないない、 | | |
| | | | | | | | oエサでなければならない。 な工程の立会等の職務を適正に遂行 | <i>、</i> なければならな | |
| | | | い。 (キ) 特例 | 監理技術者 | fと監理技術者補佐との間で常に | 連絡が取れる休制であること | | | |
| | | | (ク)監理 | 技術者補佐 | Eが担う業務等について、明らかに | | | | |
| | | | | | 2置しない工事であること。 7士は兼務できない。 | | | | |
| | | | ※24時間 | 体制で応 | 急処理工や緊急巡回等が必要な | 業務等 | | | |
| | | | | | 自加専任を必要としないもの。 寄者が特例監理技術者として兼務 | する場合、配置技術者届出書 | 及び特例監理技術者の配置を予定し | ている場合の確認事 | |
| | | | 項を提出 | | 性 同贬理士/(4/4/4/4) 医理/(4/4/4) | お生の配果な行う担合フル配果 | を要さなくなった場合は適切にコリンス | CODIINS) ~ D | |
| | | | 登録を行 | | 付別監 注 IX刑 目 及 ∪ 監 注 刑 目 相 | 用性の配直を117場日又は配直 | で女ではいように物口は週9パピーソング | (COKIINS)* (V) | |
| 4 積算基準及び設計単価の | (海田押口 | | | | | | | | |
| 1 (() 并至中人() (以) 中间() | /ME/11791 FI | | I _ | | 積算基準及び設計単価は公告 | 日の当月の基準及び単価として | : いる。 | | |
| (1)積算基準及び設計単 | 単価の適用に | について | ಄ ある | ○ない | | | | | |
| 5 工程関係 | | | • | | | | | | |
| (1) 関連工事による施工 | 時期の調整 | 数 | 🔾 ಹತ | ⊚ない | | | | | |
| | | | ಄ ある | Oない | 施工は土曜日を基本とするが、訂 | 詳細は監督員と協議のこと。 | | 1 | |
| (2) 施工時期による制限 | | | 0 55 | 0.00 | | | | | |
| (3) 関係機関等との協議 | の未成立 | | O ಹಕ | ●ない | | | | | |
| | | | 0+7 | 8 + | | | | | |
| (4) 関係機関等との協議 | [結果,特定 | 三条件の付加 | O ಹತ | ◎ない | | | | | |
| 6 公害対策関係 | . ,, | 7 to 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 0.55 | | E BREW A COM | | | 1 | |
| (1) 施工方法, 機械施設 | t, 作業時間 | 間等の制限 | O ಶನ | ●ない | 各関係法令、条例による。 | | | | |
| 7 安全対策関係 | | | _ | | I | | | | |
| (1) 交通安全施設等の指 | 旨定 | | 🔾 ಹತ | ●ない | | | | | |
| (2) 占用埋設物との近接 | | | O ಹಕ | ●ない | | | | | |
| 施工方法,作 | 業時間の制 | 限 | | | | | | | |
| 8 排水工関係 | 1 mahori | the latter on Married | O 55 | ●ない | NIII 1, Arte young at a 1, mars a sale to 2 | 1 m 4 /- 7 = 1 | | | |
| (1) 濁水,湧水処理のたと | めの特別な | 対策の必要性 | U 00 8 | ⊕ '61' | 濁水等が発生した際は適切な処 | L埋を行うこと。 | | | |
| 9 建設副産物対策関係 | | | | | an at subth t | - million a feet a | | THE PARTY OF THE P | |
| (1) 共通事項 | | | | | | | い。なお,下記によらない場合は,監督 めの処理に当たっては「廃棄物の処理 | | |
| | | | | | :(環境省または循環型社会推進 | 課のHPを参照)。 | | | |
| | | | | | 処理・処分する場所 | 処理·処分方法 | 距離 制限時間 | 1 | |
| (a) 74 50 70 d | Lu yen '- '' | | 工事現場 | 内及び工 | 事現場間で再利用する場合は, 施 - | ■工管理及び契約方法等につレ ■ | ハて, 施工計画打合せ時に監督職員と | 協議すること。 | |
| (2) 建設発生土 | 処理・処分 | r | O ಹಕ | ●ない | | | km 時 分 ~ 時 分 | | |
| (3) 建設発生土以外の 建設副産物 | 処理・処分 | コンクリ ート塊 | O ಹತ | ●ない | | | km | | |
| | | アスファルト塊 | O ಹತ | ●ない | | | km | | |
| | | 建設発生木材 | O ಹತ | ●ない | | | km | | |
| | | 建設汚泥 | O ಹತ | ●ない | | | km | | |
| | | その他 | ⊚ ಹತ | ○ない | | | km 時 分 ~ 時 分 | | |
| (4) 再生材の利用 | | | O ಹತ | ●ない | 種類·数量 | 仕様書による。 | | · | |

| 10 現場環境改善 | O ಶಾಕ | ⊚ない | 内容 |
|--|--------------|-----------------|--|
| 11 品質証明 | | <u> </u> | 現場環境改善の具体的な実施内容,実施期間については,施工計画書に明記し,監督職員と協議すること。 |
| (1) 品質証明書および施工プロセス品質確認 チェックリストの対象 | O ಶಾಕ | ●ない | 請負工事費が、1億5千万円以上の工事および発注者が必要と認める工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。 |
| (2)施工プロセス品質確認チェックリストの対象 | O ಹತ | ●ない | 上記に該当せず,請負工事費が1億円以上の工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。 |
| 12 標準的な設計図書による発注方式 | O ಹತ | ⊚ない | 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-14によること。 |
| 13 資材関係 | | | |
| (1)生コンクリート | 同等以上 | の品質管理 | に当たっては,「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品,又は 理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。 |
| (2)購入土 | 購入土を を提出す | | 合は、材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」、又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」 |
| (3)宮城県グリーン製品の利用 | 业 | 須 | 1.植生基盤材等,視線誘導標,型枠用合板は,原則として宮城県グリーン製品を用いること。 |
| 「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。「宮城県グリーン製品」を使用した場合は,請負者は環境政策課HP | 🔾 ಹತ | ●ない | 2. 盛土材,埋め戻し材 |
| より「チェックリスト」をダウンロードし,使用材料や数量等を入 力後,工事完了後に監督職員に提出(電子メール)すること。 | O ಹತ | ⊚ない | 3. その他() |
| (4) 県内産製品の使用 | O ಹನ | ⊚ない | 本工事は,「県土木部発注工事における県内産製品優先使用の試行要領」の対象工事である。 工事の施工にあたっては,試行要領に基づき適切に実施すること。 事業管理課ホームページ参照 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/kensanzai.html |
| (5) 現場吹付法枠工 | 吹付モル | タルにおけ | る圧縮強度の規格値は, 18N/mm2以上とする。 |
| 14 総合評価落札方式における「ICT施工・3次元化等の活用提 | 案」の適用 | | |
| (1)「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用工事 | ○対象 | ◉ 対象外 | 1. 対象工事の場合、活用する技術については、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に基づき選択すること。 2. ICT施工・3次元化等の活用提案の適用の有無に係わらず、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に記載の技術は、施工計画・技術提案等(いわゆる作文)の評価対象外とする。(「簡易型(施工計画型)」、「標準型」、「高度型」の場合)なお、「ICT施工・3次元化等の活用提案」の対象外工事の場合も、同様の取扱いとする。 |
| (2)実施された技術についての費用計上(設計変更) | ○対象 | ◉ 対象外 | 設計変更の積算手法については、総合評価落札方式の手引きのとおりとする。なお、(1)が対象外の場合は、当該項目も 対象外となる。 |
| 15 業務効率化 | 1 | | |
| (1)工事情報共有システムの活用 | ○対象 | ⑥ 対象外 | 本工事は工事情報共有システムの活用対象工事であり、 請負者は工事着手時に別途定める「工事情報共有システム事 前協議チェックシート」により、必要事項について監督職員と協議を行うこと。 実施にあたっては「土木工事における工事情 報共有システムの実施要領」及び「土木工事における工事情報共有システムの活用ガイドライン」に基づき行うこと。 |
| (2)工事書類の簡素化の試行について | ⑥ ಹಕ | ○ない | 本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。実施にあたっては「宮城県土木部における工事書類簡素化の試行要領」に基づき行うこと。 |
| (3)ウィークリースタンス等の推進 | 施要領」は | 二基づき, 耳 | 協力のもと,建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし,「ウィークリースタンス等実 対組内容を受発注者間で協議及び共有し,工事を進めていくこととする。 城県土木部事業管理課のホームページを参照すること。(http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/weekly.html) |
| 16 週休2日モデル工事の適用の有無 | | | |
| (1)週休2日モデル工事 | 〇対象 | ● 対象外 | 週休2日モデル工事の対象工事の場合は,宮城県土木部「週休2日モデル工事」実施要領に基づき行うことする。 なお,週休2日モデル工事の型式については,下記(2)のとおりする。 |
| (2) 週休2日モデル工事の型式 | 〇 発注者 指定型 | 〇 受注者 〇 希望型 | 1. 発注者指定型の場合は、当書積算時に4週8休以上を確保した場合の経費の補正を行うこととし、設計変更時に達成 状況に応じた補正の見直しを行うこととする。 2. 受注者希望型の場合は、設計変更時に達成状況に応じた経費の補正を行うこととする。 なお、(1)が対象外の場合は、当該項目も対象外となる。 |
| 17 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用の有無 | | | |
| (1)CCUS推奨工事 | ○対象 | 〇 対象外 | 建設キャリアアップシステム推奨工事の対象工事である。CCUSの活用を希望する受注者は、実施要領に基づきCCUSを活用すること。 実施要領は県ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/)を確認すること。 |
| (2)CCUS義務化工事 | ○対象 | ◉ 対象外 | 建設キャリアアップシステム義務化工事の対象工事である。受注者は,実施要領に基づきCCUSを活用すること。 |
| 18 その他 | | | |
| (1)舗装の下請制限について | 🔾 ಶಾತ | ⊚ない | 土木工事共通特記仕様書第1編1-1-3によること。 |
| (2)「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における 工事費内訳調査」の対象の有無 | O ಹಕ | ●ない | 本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要 事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。 |
| | | | 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に 係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。 |
| (3) 三者会議の対象の有無 | O ಹಕ | ⊚ない | 本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。 上木工事共通特記仕様書第3編1-1-5によること。 |
| (4)貸与資料の有無 | | | 工水工事共通付記は依首第5編1-1-5によること。 本仕様書によるもののほか工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。 |
| | ಄ ある | ○ない | 貸与資料(平成16年度ふるさとビル電気冷暖房設備工事竣工図) |
| (5)発注者支援(工事監督支援業務)対象の有無 | O ಹಕ | ●ない | 工事監督支援業務の受注者が現場監督支援する場合,工事請負者対し「工事打合せ簿」により担当技術者(所属会社等名・氏名)の通知を行うこと。 |
| (6)法定外の労災保険の付保について | 本工事でければない | は、法定外 らない。なお | の労災保険加入にかかる保険料を予定価格に反映しているため、本工事において、受注者は法定外の労災保険に付な お、加入後受注者は、工事請負契約書第62条に基づき、証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示すること。 |
| (7)熱中症対策に資する現場管理費補正の試行の有無 | 🔾 ಶಾಕ | ⊚ない | 本工事は熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行対象工事である。本運用による設計変更を希望する場合は、 別途定める「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき、発注者に協議すること。 |

東日本大震災に伴う特例制度

| | | 件 | 内 容 | 施行方法 | 備考 |
|---|--------------|--------|--|--|---------------------------------|
| 19 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の | | | | 72 10 70 10 | VIII 3 |
| | O ಹತ | ●ない | 1 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理 更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要 工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づく金額相当では適正 接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「 | 要する方策に変更が生じ,宮城県土木部 な工事の実施が困難になった場合は, | 形においては土木 実績変更対象間 |
| (1)労働者確保に関する積算方法の試行工事 | | | 営繕費:労働者送迎費,宿泊費,借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用,賃金以外の食事, | 通勤等に要する費用 | |
| | | | 2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(宮城県土木部額)における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。 1)共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者 | | C基づき算出した 24.15% |
| | | | 2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散 通勤等に要する費用)の割合:3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変 | | 1.85% |
| | | | る文は有は、天線を大列家の間な買い入口天線を晒まる、いぬ日家の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式)」及び明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する容について協議するものとする。 | 実績変更対象間接費について実際に | 支払った全ての証 |
| | | | 4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すへしない。 | | |
| | | | 5 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変 実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、 城県土木部)に基づき算出した額における実績変更対象間接費 明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもっ | 宮城県土木部においては土木工事標 を差し引いた費用を加算して算出する。 | 準積算基準(宮 |
| | | | 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合につい 場合がある。 7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について與 | , | |
| (a) W (6) # ch A (0) III - BB) # ch (6) (b) - Bb / - w - h | O # 7 | ⊚ない | 本工事は、「労働者宿舎設置に関する試行要領」(以下試行要 | 領)の対象工事である。 | |
| (2)労働者宿舎設置に関する積算方法の試行工事 | O ಶಕ | ⊕ at v | 労働者宿舎の設置を希望する場合については、「試行要領」に | 基つさ監督職員と事前に協議すること。 | |
| 20 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更 | 1 | 1 | 下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定してい | 受注者は,購入費及び輸送費を変更 | |
| (1)遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更 | ○ あ る | ⊕au | るが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達 せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとす る。また、購入費及び輸送費に要した費用については、証明書 類(契約書及び納品書等)を添付するものする。なお、添付する 証明書類(契約書及び納品書等)は原本を提示(写しの提出)と し、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品) | したい場合は、「工事打合せ簿」に次 の事項を記載し発注者に提出し協議 するものとする。 1 地域内及び基地に、建設資材がな いことを証明する資料(打合せメモ | |
| 21 施工箇所が点在する工事の間接費の積算 | • | | | | |
| (1)施工箇所が点在する工事積算方法の試行の対象工事 | O ಹತ | ⊚ない | 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、〇〇〇以下、対象地区という)」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行」の対象工事である。 | は、対象地区毎に算出した共通仮設 費を合計した金額とする。また、現場 | |
| 22 その他 | | | | | |
| (1)機械損料の補正について | O ಹಕ | ●ない | 本工事で使用するブルドーザ(リッパ装置付きブルドーザを除く)、く)については運転1時間(日)当たりの損料に105/100を乗じてレ | ువ. | |
| (2)土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算の取扱い | 🔾 ಹತ | ●ない | ・本工事の施工において、調達(購入)する予定の○○の設計単ただし、契約後、施工計画に基づき、○○の調達条件についてまただし、契約後、施工計画作業以外の作業(現場外の仮置き等) | 具なる場合は,監督職員と協議すること。 が生じる場合は,監督職員と協議するご | - - - - - - - |
| (3)東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等 に関する試行について | ○ ಹる | ⊚ない | 間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)について、工事量の の低下等により現場の実支出が増大し、積算基準による積算とか により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及い いる。 補正係数 共通仮設費:1.5 現場管理費:1.2 | い離が生じていることが確認されたため | b, 積算基準書等 |
| | | | | | |
| · | • | | | | |

特記事項

| 項目 | 内容 | 施工方法 | 備考 |
|--------------------|--|---|----|
| 23 住民への配慮について | | | |
| (1)住民への配慮 | ・工事実施にあたり近隣住民への騒音対策に配慮すること。 | 工事中のトラブル発生の防止を図る こと。 | |
| (2)現場内の管理 | ・機器の搬出入時の養生を行い、事故を未然に防止すること。 | 工事中のトラブル発生の防止を図 ること。 | |
| 24 安全管理の徹底 | | | |
| (1) 労働災害について | ・工事請負者は工事の円滑な運営及び労働災害の防止に努めること。 | | |
| 25 建設副産物の処理 | | | |
| (1) 建設副産物処理の報告 | ・本工事完成後の工事目的物の引渡方法等については、別途協議を行う。 | 建設廃棄物等を処理した場合は「建 設廃棄物等処理結果報告書」、「マ ニュフェスト」、「処理状況写真」を提 出のこと。 | |
| (2) 建設副産物の取り扱いについて | ・本工事において発生する建設副産物等の処理については、再生資源利用計画書 及び再生資源利用促進書を作成し施工計画書に含めなければならない。 | 共通仕様書1-1-5に基づき施工計画 書に明記すること。 | |
| 26 施工条件について | | | |
| (1) 事前調査について | ・事前に設備・配線等の状況の調査を行い施工方法の確認を行うこと。 | 監督職員と協議のうえ施工すること。 | |
| 28 その他 | | | |
| (1)現場代理人の常駐緩和 | ・この工事は、「現場代理人の常駐義務の緩和措置」についての該当工事である。 | | |
| (2)暴力団等の排除について | 1 乙が、この契約の履行期間中に宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成20年11月1日施工。(以下、「排除要綱」と言う)。別表各号に該当すると認められたときは、契約を解除することができる。 | | |
| | 2 乙は排除要綱別表各号に該当し、本県から指名停止措置を受けている者に、この契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負受託をさせた者が、排除要項別表各号に該当すると認められたときは、当該下請契約等の解除を求めることができる。 | | |
| | 3 乙は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者(以下、「暴力団員等」という)。から不当要求を受けたときは、速やかに警察への通報をおこない、捜査上必要な協力をおこなうとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は被害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行延滞等が発生する恐れがあると認められるときは、必要に応じて工程の調整、工期の延長等の措置を講ずる。 | | |
| (3)成果品について | ・印刷物の他、工事完成書類の各種納品物を電子データとして電子媒体に納め、提出するものとする。 | 監督職員の確認を得ること。 | |
| (4)使用材料、施工方法について | ・使用材料、施工方法について、設計図書に記載されているものと同等品以上のものを使用することとするが、現地調査により、別の材料、別の工法で施工する場合については、監督職員の承諾を得ること。 | 監督職員の承諾を得ること。 | |
| (5)発生する撤去品について | ・本工事で発生する撤去品の処理については、設計計上されていないものに関しても「建設廃棄物処理計画書」を作成することとし、有償で運搬・処分するものはその実績数量により精算をするものとする。 | | |

| | | | T T | Γ | T | |
|--|---|--|--|--|---|--|
| 機械設備改修工事特記仕様書 | (D). 総合試運転調整等 | ※ 本工事において下記の項目の総合試運転調整等を行い、報告書を提出する。 ・ 別途 総合試運転調整等の項目 | | (5) 膨張管. 空気抜き管. 膨張タンクよりポイラ等への給水管 ※ 配管用炭素銅鋼管 (白) | 2. 排水桝 | ・ 耕リストは図面番号() (1)材料 ・ RC ・ 硬質塩化ビニル ・ ポリプロピレン ・ SC |
| 1. T * # # # 1. T * # # # 1. T * # # # # 1. T * # # # # # # # # # # # # # # # # # # | | ・ 風量調整 ・ 水量調整 ・ 室内外空気の温湿度測定 | | (6) 空調用排水管 ※ 配管用炭素銅鋼管 (白) | | (2)ふた ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ |
| 1. 工事名称 令和3年度 仙松修第1-1号 宫城県道路公社本社空間設備修繕工事 | | ・ 末端水栓の水質測定・ 浄化槽放流水質の測定 | 11. 弁 類 | (7) 冷媒管 ※ 断熱材被配鋼管 ・ 鋼管 ※ JIS又はJV5K ・ JIS又はJV10K | 排 | ・樹脂製 ※ 県マーク、流体名入りおよび樹脂製ふたは原則としてSUSチェーン付 |
| 2. 工事場所 仙台市青葉区上杉地内 | | ・ 機器の絶縁抵抗の測定 測定箇所は、監督職員の指示による。 | 11. 升 規 | ※ 315又は3V5K ・ 315又は3V10K ステンレス網管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。 | * | (3)規格 ・ 日本下水道協会 (J SWA S) ・ プラスチック・マスマンホール協会 (P MM S) |
| 3. 建物概要 | (3) 容量等の表示 | (1)機器類の能力、容量等は指示された数値以上とする。 | 12. 鋼管用伸縮管継手 | ※ ベローズ形 ・ スリーブ形 | * | ・ 市町村別基準 (・ 有 ・無) |
| 消防法施行令別表第一 | ②. 耐震措置 | (2)電動機出力、燃料消費量及び圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。 機器、配管、ダクト等は耐震を考慮し堅固に据え付け、取付け又は支持を行う。 | 13. 温度計 | ※ 標準仕接書、標準図による他、図示した箇所に取り付ける。(配管用はL形、ダクト用は円形) | 設 3. グリース阻集器 | ・FRP製(L)・SUS製(L) 詳細は図示。 |
| 建 物 名 称 | O. NERSE | 耐震措置の計算及び施工方法は、次に揚げる事項以外すべて建築設備耐震設計・施工指針(国土交通省国土技術政策 | | 空気調和機、温風暖房機まわりの給気ダクト、遺気ダクト及び外気ダクト | 備 4. 滿水試験継手 | 図示の箇所に取付け、満水試験を行うこと。 |
| | | 総合研究所・独立法人建築研究所監修2014年版)による。 設計用標準水平震度(Ks) | | 冷温水ヘッダー(柱)及び冷温水ヘッダーの各週り管 パッケージ形空気調和機の冷却水及び温水の出入口 | 5. 試 験 | ・ 衛生器具などの取付完了後、排水試験又は適水試験を行う。 |
| | | 設置場所 特定の施設 一般の施設 | 空 14. 瞬間流量計 | ※ 着脱可能形 (※ 全数 ・ 國示による) | | ・衛生器具などの取付完了後、煙試験を行う。 |
| | | _ 重要機器 | 気 | 着脱可能形の場合、その指示部(・ 40A用 個 ・ 100A用 個 ・ 250A用 個) | 6. 放流負担金等 | ・不要・要(・別途工事・本工事) |
| 4. 工事種目(②印のついたものを適用する。) | _ | 中層階 | 網 | を付属する。 ・ 固定形 (止水コック付) ・ 測定用タッピング (32mmビトー管流量計用) | 7. 基礎材 | ※ 再生クラッシャーラン |
| 建設別及び 工事種別 | 71 1 | - 階及び地下層 1.0 (1.0) 0.6 (1.0) 0.6 (1.0) 0.4 (0.6) 重要末橋 (安井雨) - 鯨太橋 重要末橋 (安井雨) - 鯨太橋 上周階、屋上及び塔屋 2.0 1.5 1.5 1.0 | 和 15. オイルタンク | (1) オイルタンク本体は図示による。 | 1. 配管材料 | ステンレス鋼管(SUS304) ・ 耐熱性ライニング鋼管 ・ 鋼管 ・ 被覆鋼管 |
| 工事種目 星 外 1F 2F 3F 4F 5F 6F 屋 上 屋 外 | | 上層階、屋上及び塔屋 2.0 1.5 1.5 1.0 一階及び地下層、中層階 1.5 1.0 1.0 0.6 | | (2) 遠隔油用指示計 ※ 取付ける ・ 取付けない (3) 計量尺は、青銅製、黄銅製又はアルミ製とし、100リットル実測目盛刻印とする。計量口は錠付とする。 | 給 | ・ 保温付被覆鋼管 <膨張管及び補給水タンクよりポイラー等への補給水管を含む。> |
| → ②空室間和投機 改修工事 改修工事 ・ 地気設備 | | 注(1)設置場所の区分は標準仕様書による。 注(2)()内の数値は防震支持の機器の場合に適用する。 | | | 湯 2. 弁 類 | 給水設備の当該事項による。 |
| - 排煙設備 | | (3) 本工事の施設は (○ 一般の施設 ・ 特定の施設)とする。(4) 地域係数は1.0とする。 | 冷 16. 積算油量計 | 図示の箇所に取付ける (熱源機器等)。 | 設 3. 湯沸器の排気筒 | 厚さ0.5mm以上のステンレス銅板製とする。 |
| - 自動制御設備 - 衛生器具設備 | \exists \blacksquare | (5) 100kg以下の軽量な機器(標準仕様書の適用を受けるものは除く)においても耐震を考慮し、据付又は取付を行うものとするが、前記指針の方法によらなくてもよい。 | 17. 注油口及び指示ポックス | 標準図(機材 6)による。 | 備 4. 保 温 | 温沸程の給接気筒(二重管)のいんぺい部保温を行う。標準仕様書第2編3. 1. 5表2. 3. 5の (h・(イ)・X) |
| - 給水設備 | 7 | (6) 昇降機のつり合おもりブロックの脱落防止は、十分な強度を有する方法で固定し、水平鉛直方向の地震力 | • | ・ 単独形 ・ 共用形 (・ ローリーアース付) | 5. ステンレス管の接合 | (1) 呼び径60SU以下 SAS322 (一般配管用ステンレス鋼管の管線手性能基準) を満足した継手による接合 |
| · 排水設備 · 給湯設備 | 21. 弁等のサイズ | に対して、つり合おもりが枠から脱落しないようにした構造とすること。 特配されていない弁等のサイズは、機器付属品を除き接続配管のサイズと同じとする。 | 暖 18. 消音内貼り | (1) 施工箇所は図示による。 | 为法 | (2) 呼び径 75 SU以上 ・ 溶接接合 ・ ハウジング形管継手による接合 ・ フランジ接合 |
| ・消火設備 ・耐房機器設備 | ② 電線類 | 本工事では環境配慮の観点から、原則としてEMケーブルを使用するものとする。なお、電気設備工事編標準仕様書第6編 | 房 | (2) 内貼りチャンパ一類の寸法表示は、外形寸法とする。 (3) 吹出口に接続するチャンパーの消音内貼りは別図による。 | 1. 配管材料 | (1) 一 般 (2) 地中埤股部 |
| ・ガス設備 | 4 | 通信・情報設備工事による。 | 設 ⑨ 保温 | (1)建物内の空気抜き管の保温は空気抜き弁までとし(空気抜き弁も含む)、仕様は冷温水管の項による。 | 1. RCEM# | 配管用炭素銅銅管(白) ・ 外面被覆鋼管(SGP-VS) |
| ・さく井設備 ・浄化槽設備 | 23. 溶接部の非破壊検査 | 対象配管系統・冷温水・冷却水・消火(水用)・油・ガス | 備 | (2)屋外露出配管の保温は、給水設備の項による。 (3)外気取り入れダクト及びチャンパーボックスの保温 ※ 要 (全熱交換器の給気ダクトを含む) ・ 不要 | | ・ 圧力配管用炭素銅鋼管 (Sch 40) ・ ポリエチレン被電鋼管 (SCP PS) ・ 外面被覆鋼管 (STPG-370VS) |
| - 昇降機設備 - その他工事 | @ 1±24 | 検査の種類 ・ 浸透探傷検査 (PT) 又は磁粉探傷検査 (MT) ・ 放射線浸透検査 (RT) 既存のコンクリート部の床、壁の配管貫通部等の穴明けは原則としてダイヤモンドカッターによる。 | | (4)排気ダクトの外壁開放部より1m程度保温する。 (チャンパーポックスを含む) | 消 | ・ ポリエチ」が被覆網管 (STPG-370PS) |
| V-10-2 | ③ 支持及び固定 | (1) 標準仕様書以外の天吊り機器の支持は、標準仕様書第3編2. 1. 13(b)に準ずる。 | | (5)冷媒管(断熱材被覆銅管)の保温外装 屋内露出部 保温化粧ケース(樹脂製) ・ 外装なし | 火 | (3)二酸化炭素用 ・ 圧力配管用炭素銅鋼管(維目無管)(Sch80) |
| 5. 指定部分 ※ なし ・ あり (工 期: 令和 年 月 日) (対象部分:) | | (2) 横走り主ダクト・主管の振れ止めは端部も行うこと。 | | 屋外 ・ 保温化粧ケース (樹脂製) ○ 既設使用とする(6)高圧蒸気管及びヘッダーの保温原は mmとする。 | 2.屋内消火栓種別 | 易操作性 1 号消火栓 ・ 2 号消火栓 ・ 広範囲型 2 号消火栓 |
| 6. 概成工期 ※ なし ・ あり (工事工期より 日前) 7. 設備概要 (() 印のついたものは、主要方式を示す) | ②3. 支持金物・固定金具 | (1) ボンブ・屋外機器のアンカーボルトのナット及び屋外の配管・ダクトに使用する支持金物はステンレス製 (SUS304)とし、ボンブ・屋外機器のアンカーボルトのナットにはナットキャップ(横脂製)を取り付ける。 | | | 設 3. 消火栓開閉弁 | · JIS10K JIS20K |
| 方式 設備 概要 | 1 | (2)振動を伴う機器の支持金物のナットはダブルナットとする。 | 20. 電気工事の範囲 | (1)地震感知器の配管配線 ※ 別途 ・ 本工事 (2)防煙ダンパと連動制御器迄の配管配線及び連動制御盤から煙感知器迄の配線配管は | 備 4.保温 | ・ JISIOK |
| 空気顕和方式等 ② 空気顕和 ・ 全空気方式 ・ ファンコイルユニット、ダクト併用方式 ③ パッケージ方式 | 27 | (3) 冷水及び冷温水管の吊バンド等の支持部は、合成樹脂製の支持受けを使用する。 | | ※ 別途 ・ 本工事 | 7. A. A. | (2)充本タンクの保温・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| ・ 温風暖房 ・ 全空気方式 ・ ファンコンペクター、ダクト併用方式 | 27. 埋戻し土・盛土 | 図面に特配のない場合は下記によるほか標準仕様書第2編による。ただし、各工事種目で別に指定されたものは除く。 ・ 根切り土の中の良質土 (ただしヒューム管以外の管の周囲は山砂の類) ・ 山砂の類 | 21. 塗装 | (1) 屋内露出様ダクトの塗装(居室を除く)は ※ 行わない ・ 行う | | → (ব) 消火配管の保温 屋内消火栓 ・ 施工しない ・ 施工する スプリンクラー ・ 施工しない ・ 施工する |
| · 直接暖房 · 温水暖房 · | - L 28. 地中埋設標及び埋設 | 地中埋設標及び埋設用テープは、下記により屋外埋設部分に布設する。なお、地中埋設標の設置場所は図示による | | (2) 屋内露出冷却水配管の塗装(居室は除く)は ※ 行わない ・ 行う | 5消灭器额 | (1)消火器 種別・数量 () |
| 自動制御方式 ・ 電気式 ・ 電子式 ・ デジタル式 ・ 空気式 ・ 中央監視制御 | 表示用テーブ | はか、屋外埋設管の分岐及び曲がり部に設置する。 (1) 絵水管 ・ 地中埋設種 ・ 埋設用表示テープ | 1. 準拠事項 | [空気調和 · 冷房 · 暖房設備] の当該事項に準ずる。 · 5 · 6 · 7 · 8 · 9 · 18 · 19 · 21 | ジー用大番類 | (1)消火器 種別・ 数量 ((2)消火器収納箱 仕様・ 材質・ 数量 (|
| 給水方式 ・ 水道直結方式 ・ 高置タンク方式 ・ タンクレスブースター方式 ・ | 般 | (2)ガス管・・地中埋設標・・埋設用表示テープ | 2. 開放形湯沸器排気7-ト | ※ 別途 · 本工事 · 既設 | 厨 1. 厨房機器類 | (1) 図示による(材質などは標準仕様書による)。ただし、寸法は参考とする。 |
| 排水方式 建物内の汚水及び雑排水(・ 分流式 ・ 合流式) 連物外の汚水及び雑排水(・ 分流式 ・ 合流式) | | (3)油 管 ・ 地中埋設標 ・ 埋設用表示テーブ (4)消火管 ・ 地中埋設標 ・ 埋設用表示テーブ | 換 3. 厨房用排気ダクト | ※ 亜鉛鉄板 ・ ステンレス鋼版 (SUS304) (板厚は高圧ダクトをする) | 機器 | (2) 厨房機器据付要領は、標準図施エ74による。 |
| 放流先 汚 水 (・ 下水道直放流 ・ 浄化槽) 雑植水 (・ 下水道直放流 ・ 浄化槽 ・ 側溝 ・ 別途桝) | 共 29. 保 温 | (4) 消火官 ・ 地中理設標 ・ 理設用表示アーフ ・ 主機械室は下記の室とし、他は各階機械室とする。 | 気 4. 厨房用排気ダクト工法 | ※ アングルフランジ工法 ・ コーナーボルト正法 (共板フランジ又はスライドオンフランジ) | 級備 | |
| 給温方式 ・ 扇所式 ・ 中央式 | 1 " " | 主機械室: | 設 5. 厨房用排気フード | | | |
| 消火設備方式 ・ 屋内消火栓 (・ 湿式 ・ 乾式) ・ 連絡送水管 ・ 屋外消火栓 ・ スプリンクラー (・ 湿式 ・ 乾式) ・ 不活性ガス消火 ・ 泡消化 | 3 | ・ ダクトの保温の外装は下配による。内装は (・ ロックウール ① グラスウール) 屋 倉庫・書庫 ・ アルミガラスクロス ・ | 備 | (1)フード周囲の天幕(フード曲がら天井面まで) ※ 取り付ける (2)フードコック ※ 取り付ける ・ 取り付けない | 1. 配管材料 | (1)一般 (2)地中埋設部 |
| ・ 粉末消火 ・ 連結散水 ・ フード等用簡易自動消火 ・ 消火器 | " | A | | (3)材製 (天幕とも) ※ ステンレス網板 (SUS 4 3 0 又はSUS 3 0 4) | | ※ 配管用炭素銅鋼管 (白)※ ポリエチレン被覆鋼管・ ガス事業者の規定による・ ガス事業者の規定による |
| ガス設備方式 ・ 都市ガス 種別 () kJ/m3 (N) (供給圧力 Pa) ・ 液化石油ガス II. 特記仕様書 | . | 田室・廊下など カラー亜鉛鉄板 | 6. 多湿箇所の排気すり | 次の系統のダクトのシールは、標準図(施工45、46)のNシール+Aシール+Bシールとし、水抜き管を設ける。 | | ・ ガス用ポリエチレン管 |
| 1. 一般事項 (1) 特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書 | * | 屋内隠ぺい、PS内 ・ アルミガラスクロス 屋外露出、多湿箇所 ・ ステンレス鋼板 | |) | л | · · · · · · |
| (機械設備工事編、平成31年版), 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編、平成31年版)」(以下「標準仕様書」 という。), 同部設備・環境課監修の「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編、平成31年版)」(以下「標準図」とい | | | 排 1. ダクト | 亜鉛鉄板製 ・ 鋼板製(1.6mm以上) | 7 2. 都市ガス | (1) ガスメーター 親メーターはガス事業者の設置、子メーターは本工事 |
| う。)による。 | 項 | ・ 配管の保湿の外装は下記による。内装は (・ ロックウール ・ グラスウール ・ ポリスチレンフォーム) □ | 煙 2. 排煙口の形式 | ・ 可動羽根 (スリット共)・ 可動パネル | 2 | (2)引込み負担金 ・ 不要 ・ 要 (・ 別途工事 ・ 本工事) |
| (2)電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。なお、 電気設備工事の工事仕様書は (/) 図、建築工事の工事仕様書は (/) 図による。 | | 内 露 出 本 主機械室 ・ アルミガラスクロス ・ | 設 3. 排煙口開放装置 | ・ ワイヤー式 電気式 (遠隔操作機能 ・ 要 ・ 不要) | 3. 液化石油ガス | (1)ガスポンペ ※ 借用 ・ 買い取り (・ 10kg ・ 20kg ・ 50kg 本) |
| 特記事項 (1) 項目は番号に○知の付いたものを適用する。_ | | | 備 4. 排煙風量測定方式 | ・ ダイヤー式 電気式 (延伸操作) を ・ イ安/ 建築験権定期検査業務指導書 ((財)日本建築設備・昇降機センター) の排煙風量の検査方式に準ずる。 | 設 | (2) ガスメーター 親メーターはガス事業者の設置、子メーターは本工事とする。 (3) 集合装置 ・ 標準図 (施工/2) による (本組) |
| (2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 | | 屋内隠ぺい、PS内 ・ アルミガラスクロス 屋外露出、多湿箇所 ・ ステンレス鋼板 ・ 着色アスファルトプライマー | I I I I I I I I I I I I I I I I I I I | The state of the s | | (4)転倒防止等 ・ 標準個(施工73) {・ (a) ・ (b) } ・ ポルト、チェーン等はSUS製とする。 |
| ②印と※印の付いた場合は、共に適用するものとする。 章 項 目 特 記 事 項 | | () ・ アスファルトプライマー ・ | 6 | | 横 | 容器固定具をGL+300に追加設置する。 |
| ③ · 適用基準等 ○ 宮城県道路公社建設工事執行規則 ○ 宮城県建設工事元請・下請適正化要綱 (最新版) | 30. 塗 装 | (1) 下記部位に使用する、外面めっき電線管の露出配管には塗装を施す。 | 財 1. 中央監視制御 制 | 中央監視制御装置の構成機能は別紙による。 | 4. ガス漏れ警報器 | 図示の場所に取付ける (・ 分離形 ・ 一体形) ・ 別途電気工事 ・ 分離化力端子 |
| ○ 営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房庁営繕部監修 平成31年度版) | | ※ 屋外露出 ※ 居室 (2) 保温を行わない居室・便所・給湯室及び屋外の露出配管(鋼管)には塗装を行う。 | 御 2. 計装工事の配線 設 | (1) 屋外・屋内露出の配線は、図面に特 <u>記のない</u> 機り金属管配線とする。 | | |
| | | | | | | |
| 宮城県建築工事写真撮影要領(宮城県土木部制定 平成12年版)及び工事写真撮影ガイドブック<機械設備工事編> (国土交通省大臣官房庁営補部監修 平成30年版) | | | " | (2) 天井内隠べいの配線は、図示に特記がなければケーブル配線とする。 | 5. 埋設深さ | (1)一般敷地内 (m以上) (2)敷地内車両道路 (m以上) (3)公道 (ガス供給事業者及び道路管理者規定による) |
| (国土交通省大臣官房庁営補節監修 平成30年版) ※ 本工事に使用する機材等は、設計図書に規定するもの、またはこれらと同等のものとする。ただし、これらと | 31. 防食処理 | 土中埋設の鋼管 (ステンレス鋼管及び外面被覆鋼管は除く)及び金属製継手類(路金製弁・継手を含む)にはペ トロラタム系防食テープ及びブラスチックテープによる防食処理を行う。 (埋貌配管は原則として、防食処理不要 | | | . | (3)公道 (ガス供給事業者及び道路管理者規定による) |
| (国土交通者大臣官房庁管括衛監修 平成30年版) ※ 本工事に使用する機材等は、投資報書が選択するもの。またはこれらと同等のものとする。ただし、これらと 同等のものとする場合は、監督職員の未延を受けるものとする。 ※ 本工事に使用する材料の設定及び独工に当れっては、「発者能致のシックハウスマニュアル」に審意し、揮奏 | | トロラタム系防食テーブ及びブラスチックテーブによる防食処理を行う。 (埋設配管は原則として、防食処理不要の管材とする。) | 1. 大便器洗浄弁 | ・ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 (不連結節水弁付) | 5. 埋設深さ | |
| (国土交通者大臣官房庁管籍部監修 平成30年版) ※ 本工事に使用する機材等は、設計図書に規定するもの。またはこれらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。 ※ 本工事に使用する材料の選定及び施工に当たっては、「規有施設のシックハウスマニュアル」に留意し、揮発性海根化合物の数据しる機能の必要に入る機能する。 | 31. 防食処理 32. 山留め | トロラタム系的食テープ及びブラスチックテープによる防食処理を行う。 (筆設配管は原則として、防食処理不要 の管材とする。) 切取り届にその箇所の土質に見合った勾配を保って振耐できる場合を除き、振耐の深さが1.5mを超える場合 | 衛 2. 便器洗浄用タンク | 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 (不連続節氷弁付) ※ 手流なし ・ 手流付 | . | (3)公道 (ガス供給事業者及び道路管理者規定による) |
| (国土交通者大臣官房庁管籍部監修 平成30年版) ※ 本工事に使用する核材料は、設計報書・規模するもの、またはこれらと同等のものとする。ただし、これらと 同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。 ※ 本工事に使用する材料の過度及び施工に当たっては、「培育指版のシックハウスマニュアル」に留意し、「拝免 性有機化合物の放散による機能の必要制に必要する。 ※ 使用する材料のホルムアルデヒド仕様は、日本産業規格及び日本農林規格のF☆☆☆大規格品、壁袋材料協会 規格省合品または同等品、化学物質等製品をデータシート等にれなリントを使用が表されたものとする。 | | トロラタム系防食テーブ及びブラスチックテーブによる防食処理を行う。 (埋設配管は原則として、防食処理不要の管材とする。) | 衛生 生 3. 小便器自動洗浄 | ・ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 (不達越節水弁付) ※ 手法なし ・ 手洗付 個別感知方式とする。(・ 小便器一体型 ・ 小便器分離割) | . | (3)公道 (ガス供給事業者及び道路管理者規定による) |
| (国土交通者大臣官房庁営務整整体 平成30年版) ② 様 材 等 ※ 本工事に使用する機材等は、設計報書が提定するもの、またはこれらと同等のものとする。ただし、これらと 同等のものとする場合は、監督職員の未延を受けるものとする。 ※ 本工事に使用する材料の変更な(1銭年に15年で、14年版会のシックハウスマニュアル)に留意し、授奏 性有機化合物の対数による健康への影響に影虚する。 ※ 使用する材料のかしなアトビト性様は、日本素業規格及び日本農林規格のF☆☆☆☆規格品、壁袋材料協会 規格部合品書たは同時品、化学物質等製品を全データシート等にポルマリン不使用が明示されたものとする。 本工事者手に機器材料を受性し、監督機関の表程を受ける。 ③ 様材の品質・性能証明 | 32. 山留め | トロラタム系防食テーブ及びプラスチックテープによる防食処理を行う。(筆設配管は原則として、防食処理不要 の管材とする。) 切取り面にその箇所の土質に見合った勾配を保って援削できる場合を除き、援削の深さが1.5 mを超える場合 には、山雷めを行うものとする。 | 第 2. 便器洗浄用タンク生 3. 小便器自動洗浄器 4. 器具付属水栓 | ・ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 (不達結節水弁付) ※ 手法なし ・ 手洗付 個別感知方式とする。 (・ 小便器一体型 ・ 小便器分離数) 固定こま式 (節水こま式) とする。 | . | (3)公道 (ガス供給事業者及び道路管理者規定による) |
| (国土交通者大臣官房庁管籍整整等 平成30年版) ※ 本工事に使用する機材等は、設計報書・設定するもの、またはこれらと同等のものとする。ただし、これらと 同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。 ※ 本工事に使用するも料の設定及び施工に当たっては、「指有指股のシックハウスマニュアル」に留意し、揮発 性有機化合物の放配による機能への影響に応属する。 ※ 使用するも料のかれルスアルデヒド仕様は、日本産業規格及び日本農林規格の下☆☆☆☆規格品、壁線材料協会 規格場合品または同等品、化学物質等製品をデーラシート等に小水マリン不便所が高されたものとする。 | 32. 山留め 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用品の清掃 | トロラタム系的食デーブ及びプラスチックテープによる防食処理を行う。 (建設配管は原則として、防食処理不要の管柱する。) 切取り面にその箇所の土質に見合った勾配を保って振削できる場合を除き、振削の深さが1.5 mを超える場合 には、山留かを行うものとする。 国工交通省大臣官房官庁営務総監修の建築工事標準仕样書 2 2 章 (舗装工事) による。 図面に特定なき場合は、表「工事区分表」による。 再使用する機器類は現場内で可能な洗剤による水洗等の沸揚を行う。 | 衛生 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器具付属水栓 設 5. 自動水栓 | ・ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 (不達轄節水弁付) ※ 手洗なし ・ 洗浄弁方式 (不達轄節水弁付) ※ 手洗なし ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | . | (3)公道 (ガス供給事業者及び道路管理者規定による) |
| (国土交通者大臣官房所管積極整修 平成30年版) ※ 本工事に使用する機材等は、設計報書・規模するもの。またはこれらと同等のものとする。ただし、これらと 同等のものとする場合は、監督職員の未延を受けるものとする。 ※ 本工事に使用する材料の対象が正なる理像への影響に必要するもの。またはこれらと同等のものとする場合は、監督職員の未延を受けるものとする。 ※ 本工事に使用する材料のが上のプレナドンは「株は、日本産業規格及び日本農林規格のF☆☆☆☆規格品、壁装材料協会 規格通合品または同等品、化学物質等製品を全データシート等にホルマリン不使用が明示されたものとする。 本工事者事に機器材料を受性出し、監督職員の表別を受ける。 ※ 投稿者の品質・性能証明 ※ 技術機材は、設計機器・定める品質及び性能を有することの記明資料以は外層機関等が発行する資料等のの写しを監督職員に提出して、来延を受ける。なお、標準性機器に規定される製作別、試験成績表等を含む。 本工事者手削に工事目的物及び工事材料等を、本工事完了後引減し期日まで、火災保険及びその他の保険に付し、 | 32. 山留め 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用品の清掃 ③ 火気の使用 | トロラタム系的食デーブ及びプラスチックテープによる防食処理を行う。 (建設配管は原則として、防食処理不要の管材とする。) 切取り面にその箇所の土質に見合った勾配を保って援削できる場合を除き、援削の深さが1.5 mを超える場合 には、山雷のを行うものとする。 国土交通省大臣官房官官諸務配督の虚禁工事標準仕様書 2 2 章 (請禁工事)による。 図面に特記なを増合は、表「工事区分表」による。 再使用する機器似は現場内で可能な活剤による水洗等の清掃を行う。 建物内での火気の使用は原則として行わない。 | # 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器具付属水栓 5. 自動水栓 6. 温水洗浄便産加熱方式 | ・ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 (不連結節水弁付) ※ 手法なし ・ 手洗付 ※ 手法なし ・ 手洗付 ※別感知方式とする。(・ ・ 小便器一件型 ・ 小便器分離放) 図匠とま式 (海水こま式)とする。 ※ 電源供給方式 (※ 本じ100 V) ・ 乾電池 ・ 自己給電 ・ 映樹式 ・ 貯湯式 | . | (3)公道 (ガス供給事業者及び道路管理者規定による) |
| (国土交通者大区管房庁管積極監修 平成30年版) ※ 本工事に使用する機材等は、設計報書・開発するもの。またはこれらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の未涯を受けるものとする。 ※ 本工事に使用する材料の選定及び施工に当たっては、「最有施設のシックハウスマニュアル」に留意し、揮発性機能と含物の放散による信頼やの影響に返還する。 ※ 使用する材料のかルムアルデビト仕様は、日本産業規格を以日本農林規格の下☆☆☆女規格品、壁装材料協会規格の品質・性施証明 ・ | 32. 山留め 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用品の清掃 ② 火気の使用 37. 室内空気中の化学物質 | トロラタム系的食子一方及びプラスチックテープによる防食処理を行う。 (埋設配管は原則として、防食処理不要の管柱と考。) 切取り面にその無所の土質に見合った均配を保って照所できる場合を除き、照所の深さが1.5mを超える場合 には、山間のを行うものとする。 国土 又発金大阪を育まず皆様態態等の建築工事標準仕様者22章 (舗装工事)による。 図面に特記なき場合は、表「工事区分表」による。 再使用する態器類は場構内で再定な表別による水洗等の清掃を行う。 建物内での火気の使用は原則として行わない。 室内室気年のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルペンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督職員に | 衛生 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器具付属水栓 設 5. 自動水栓 | ・ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 (不達轄節水弁付) ※ 手洗なし ・ 洗浄弁方式 (不達轄節水弁付) ※ 手洗なし ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | . | (3)公道 (ガス供給事業者及び道路管理者規定による) |
| (国土交通者大臣官房所管積極整修 平成30年版) ※ 本工事に使用する機材等は、設計報書・規模するもの。またはこれらと同等のものとする。ただし、これらと 同等のものとする場合は、監督職員の未延を受けるものとする。 ※ 本工事に使用する材料の対象が正なる理像への影響に必要するもの。またはこれらと同等のものとする場合は、監督職員の未延を受けるものとする。 ※ 本工事に使用する材料のが上のプレナドンは「株は、日本産業規格及び日本農林規格のF☆☆☆☆規格品、壁装材料協会 規格通合品または同等品、化学物質等製品を全データシート等にホルマリン不使用が明示されたものとする。 本工事者事に機器材料を受性出し、監督職員の表別を受ける。 ※ 投稿者の品質・性能証明 ※ 技術機材は、設計機器・定める品質及び性能を有することの記明資料以は外層機関等が発行する資料等のの写しを監督職員に提出して、来延を受ける。なお、標準性機器に規定される製作別、試験成績表等を含む。 本工事者手削に工事目的物及び工事材料等を、本工事完了後引減し期日まで、火災保険及びその他の保険に付し、 | 32. 山留め 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用品の清掃 ③ 火気の使用 | トロラタム系的食デーブ及びプラスチックテープによる防食処理を行う。 (建設配管は原則として、防食処理不要の管材とする。) 切取り面にその箇所の土質に見合った勾配を保って援削できる場合を除き、援削の深さが1.5 mを超える場合 には、山雷のを行うものとする。 国土交通省大臣官房官官諸務配督の虚禁工事標準仕様書 2 2 章 (請禁工事)による。 図面に特記なを増合は、表「工事区分表」による。 再使用する機器似は現場内で可能な活剤による水洗等の清掃を行う。 建物内での火気の使用は原則として行わない。 | # 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器具付配水栓 5. 自動水栓 6. 温水光ಳ便底加熱方式 7. 大便器影火カバー | ・ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 (不連結節水弁付) ※ 手法なし ・ | . | (3)公道 (ガス供給事業者及び道路管理者規定による) |
| (国土交通者大臣官房所管籍整整件 平成30年版) ※ 本工事に限用する機材等は、設計報書出版学するもの。またはこれらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものよする場合は、監督職員の承証を受けるものとする。 ※ 本工事に保用する材料の変更なり独工に当れていては、日本物設のシックハウスマニュアル」に留意し、揮発性機能と合物の放射による健康への影響に影虚する。 ※ 使用する材料のかしカアドビ 仕様は、日本重要規格の近日主農林規格のF かなかな規格品、置装材料協会規格者の品または同等品、化学物質権製品を全データシート等にホルマリン不使用が明示されたものとする。 本工事第1年に機器数件間を提出し、監督職員の実践を受ける。 また、設備機材は、設計回路に変し、監督職員の実践を受ける。 また、設備機材は、設計回路に変しる。日本の企業を受ける。 また、設備機材は、設計回路に変して指数を受ける。なお、標準任格書に規定される製作限、試験成積表等を含む。 本工事第1年に関係して、承証を受ける。なお、標準任格書に規定される製作限、試験成積表等を含む。 本工事第1年に関係して、承証を受ける。なお、標準任格書に規定される製作限、試験成積表等を含む。 本工事第1年に製造のこと。 ② 展 用 本工事は、公共職業安定所の紹介する者の雇い入れに努めること。 工事の第手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員に提出する。 | 32. 山留め 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用品の清掃 ② 火気の使用 37. 室内空気中の化学物質 | トロラタム系的食子一及びプラスチックテープによる防食処理を行う。 (埋設配管は原則として、防食処理不要の管柱と考。) 切取り面にその態所の土質に見合った勾配を保って握所できる場合を除き、照所の深さが1.5mを超える場合 には、山間のを行うものとする。 固土 又発金大阪を育まず皆様態態体の建築工事標準仕様書 2 2 章 (舗装工事)による。 図面に特記なき場合は、表「工事区分表」による。 再使用する態器類は場内で可能と活剤による水洗等の清掃を行う。 建物内での火気の使用は原則として行わない。 室内室を中のボルムアルテヒド、トルエン、キシレン、エチルペンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督職員に報告すること。測定はバッシブ監接政機器により行う。 測定型対象室()、測定箇所故()、測定箇所故() ・下配によるほか、改修標準仕様書第1編1、5、1及び1.5、2による。 | # 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器具付属水栓 5. 自動水栓 6. 温水洗浄便産加熱方式 | ・ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 (不連結節水弁付) ※ 手法なし ・ 手洗付 ※ 手法なし ・ 手洗付 ※別感知方式とする。(・ ・ 小便器一件型 ・ 小便器分離放) 図匠とま式 (海水こま式)とする。 ※ 電源供給方式 (※ 本じ100 V) ・ 乾電池 ・ 自己給電 ・ 映樹式 ・ 貯湯式 | . | (3)公道 (ガス供給事業者及び道路管理者規定による) |
| (国土交通者大臣官房所営務整整等 平成30年版) ※ 末工事に使用する機材等は、設計報書が提供するもの。またはこれらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承託を受けるもの。またはこれらと同等のものとする場合は、監督職員の承託を受けるものとする。 ※ 末工事に使用する材料の対したアレビトはは、日本書談院のシックハウスマニュアル」に留意し、揮奏性有機化合物の放散による健康への影響に影虚する。 ※ 使用する材料のかしなアルドンドと性様は、日本書業規格及び日本農林規格のF☆☆☆女規格品、壁袋材料協会規格部合品または同等品、化学物質等製品を全データシート等にホルマリン不使用が明示されたものとする。 末工事者手前に振動性内型を提出し、監督機関の承託を受ける。また、設備機材は、設計報書に定める自覚なび住能を有することの証明資料又は外部機関等が発行する資料等のの写しを監督機関に提出して、来源を受ける。なお、標準化体器・設定される製作側、試験機械要を含む、未工事者手前に工事目的物及び工事材料等を、未工事完了検引減し期日まで、火災保険及びその他の保険に付し、写しを監督機和に提出のごと。 ② 歴 用 本工事は、公共職業を定所の紹介する者の雇い入れに努めること。 「施工関等 本工事は、公共職業を定所の紹介する者の雇い入れに努めること。 「本の着手にたえち、工事が総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員の承託を受ける。 1本の施工に失力さ、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員の承託を受ける。 | 32. 山雷め 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用との消揚 ② 火気の使用 37. 室内空気中の化学物質 の濃度測定 | トロラタム系的食子一刀及びプラスチックテープによる防食処理を行う。 (建設配管は原則として、防食処理不要の管柱とする。) 切取り面にその堕所の土質に見合った勾配を保って握例できる場合を除き、置例の深さが 1. 5 mを超える場合 には、山間のを行うものとする。 国土交通を大臣管理官庁営経制整修の建築工事標準化特書 2 2 章 (舗装工事) による。 図面に対象させ場合は、表「工事区分表」による。 関西に対象させ場合は、表「工事区分表」による。 再使用する機器類は現場内で可能な洗剤による水洗等の清掃を行う。 建物内での火気の使用は原則として行わない。 至内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルペンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督職員に執合すること、測定はバッシブを採取機器により行う。 測定対象室 () 、別定箇所数 () ・下記によるほか、改修標準化特書第1編1.5.1及び1.5.2による。 - 海工計画開発 ・事制調査 | # 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 具 4. 器具付属大栓 設 5. 自動水栓 (備 7. 大便器耐火カバー 1. 量水器 | ・ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 (不凍結節水弁付) ※ 手法なし ・ | . | (3)公道 (ガス供給事業者及び道路管理者規定による) |
| (国土交通者外区管房所管積極監修 平成30年版) ※ 本工事に限用する機材研究 設計報書・販売するもの、またはこれらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承証を受けるものとする。 ※ 本工事に使用する材料の変更なり独工に当たっては、「県有施設のシックハウスマニュアル」に留意し、揮発性機能と含物の放散による健康への影響に影虚する。 ※ 使用する材料のかしカアルドで上代様は、日本重要機能及び日本農林規格のテルセンが規格品、置装材料協会 規格場合品または同等品、化学物質等製品を全データシート等にホルマリン不使用が明示されたものとする。 本工事第1番に対象と関係を受ける。なお、標準化株書に規定される製料の設計を受ける。 また、設備機材は、設計図書に変める品質なび性能を考することの証明資料又は外部機関等が発行する資料等のの写しを監督機員に提出して、承諾を受ける。なお、標準化株書に規定される製作器、試験成積表等を含む。 本工事第1番に支出した。 承託を受ける。なお、標準化株書に規定される製作器、試験成積表等を含む。 本工事第1番に支出のこと。 ② 雇 用 本工事は、公共職業安定所の紹介する者の雇い入れに努めること。 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督機員に提出する。 | 32. 山留め 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用品の清掃 ⑤ 火気の使用 37. 室内空気中の化学物質 の選度測定 38. 施工調査 | トロラタム系的食子一及びプラスチックテープによる防食処理を行う。 (建設配管は原則として、防食処理不要の管柱とする。) 切取り面にその箇所の土質に見合った匀配を保って握例できる場合を除き、照例の深さが1. 5 mを超える場合 には、山間のを行うものとする。 国土又選金大臣房倉庁 苦燥物態等の建築工事標準仕様書 2 2 章 (舗装工事) による。 図面に特記なき場合は、表「工事区分表」による。 再使用する機器類は現場内で可能な洗剤による水洗寺の清掃を行う。 建物のでの火気の使用は原形として行わない。 室内室集中のかルムアルデモド、トルエン、キシレン、エチルペンゼン、スチレンの温度を測定し、監督職員に制合すること。測定はパッシブ型採取機器により行う。 測定対象室 ()、測定箇所数 () ・下記によるほか、改修標準仕様書第1編1.5.1及び1.5.2による。 ・施工計画服を ・事制調を 調査項目 (・) 調査方法 (・) | # 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器具付配水栓 5. 自動水栓 6. 温水光ಳ便底加熱方式 7. 大便器影火カバー | ・ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 (不凍結節水弁付) ※ 手法なし ・ ・ | . | (3)公道 (ガス供給事業者及び道路管理者規定による) |
| (国土交通者外区管房所常籍極態等 平成30年版) ※ 本工事に使用する機材可能 設計機器・販売するもの。またはこれらと同等のものとする。ただし、これらと 同等のものとする場合は、監督職員の未延を受けるものとする。 *********************************** | 32. 山雷め 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用との消揚 ② 火気の使用 37. 室内空気中の化学物質 の濃度測定 | トロラタム系的食子一及びプラスチックテープによる防食処理を行う。 (建設配管は原則として、防食処理不要の管化さる。) () の数 () 原元 () | # 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 具 4. 器具付属大栓 設 5. 自動水栓 (備 7. 大便器耐火カバー 1. 量水器 | ・ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 (不凍結節水弁付) ※ 手法なし ・ | . | (3)公道 (ガス供給事業者及び道路管理者規定による) |
| (国土交通者外区管房所管積極監修 平成30年版) ※ 末工事に使用する機材研究 設計報書・販売するもの、またはこれらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の未延を受けるものとする。 ※ 末工事に使用する材料の変更なり指工に当たっては、「具有施設のシックハウスマニュアル」に留意し、得発性機能と他の放散による健康への影響に影響する。 ※ 使用する材料のかしたアドレドはは、日本業業規格と以日本農林規格のテ☆☆☆女規格品、壁装材料協会規格場合品または同等品、化学物質等製品の全データシート等にホルマリン不使用が明示されたものとする。 本工事者事に「最初を開設を提出し、監督機関の表記を受ける。 また、設備機材は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明資料又は分部機関等が発行する資料等のの写しを監督機関に提出して、不満を受ける。なお、標準化格書に規定される製作図、試験成積表等を含む。 本工事本者事に工事目が施及び工事材料等を、本工事完了後引速し期日まで、火災保険及びその他の保険に付し、等しを監督機関に提出のこと。 ② 施工計画書および 本工事は、公共職業安定所の紹介する者の雇い入れに努めること。 工事の第手に失立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督機員の表記を受ける。 また、患が実施する「公共職業安定所の紹介する者の雇い入れに努めること。 工事の施工に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督機員の表記を受ける。 また、患が実施する「公共職業安定所の紹介する者の雇い入れに努めること。 また、患が実施する「公共事業を対しないとないないます」とないませ、これに対しませ、また、記録を表しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま | 32. 山雷め 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用品の清播 ⑤ 火気の便用 37. 室内空気中の化学物質 の測度測定 38. 施工調査 | トロラタム系的食子一及びブラスチックテープによる防食処理を行う。(埋投配管は原則として、防食処理不要の管柱とする。) 切取り面にその態所の土質に見合った勾配を保って握所できる場合を除き、照所の深さが1.5mを超える場合 には、山間のを行うものとする。 固土 又発金大阪を育まず皆様態態体の建築工事標準仕様書 2 2章(舗装工事)による。 図面に特記なき場合は、表「工事区分表」による。 再使用する態器類は場内で可能な法別による水洗等の清掃を行う。 建物内での火気の使用は原則として行わない。 室内空気中のホルムアルテヒド、トルエン、キシレン、エチルペンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督職員に報告すること。測定はパッシブ配採取機器により行う。 測定者のホルムアルテヒド、トルエン、キシレン、エチルペンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督職員に報告すること。測定はパッシブ配採取機器により行う。 測定当所致() 測定箇所数() ・下配によるほか、改修標準仕様書第1編1 5.1及び1.5.2による。 ・施工計画階を 調素項目() 調度範囲 () 調度方法() アスペストについては、労働安全衛生法(石線障害予防規則)・廃棄物処理法等に則り処理を行うこと。 アスペスト使用状況() | # 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器具付配水栓 5. 自動水栓 6. 温水洗・便産加熱方式 7. 大便器型火カイー 1. 量水器 2. 量水器柄 | ・ | . | (3)公道 (ガス供給事業者及び道路管理者規定による) |
| (国土交通者外区管房所営務極態等 平成30年版) ※ 本工事に使用する機制が設 設計報書・規定するもの。またはこれらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の未延を受けるものとする。 ※ 本工事に使用する材料の変更を以籍にご由まっては、「指表性版のシックハウスマニュアル」に留意し、揮奏性有機化合物の波数による磁速への影響に影響する。 ※ 使用する材料のかしたアトビト性様は、日本表票規格及び日本農林規格のF☆☆☆☆規格品、壁袋材料協会規格過合品または同時品。化学物質等製品を全データシート等にホルマリン不使用が明示されたものとする。 本工事者事に掲載時状態を提出し、監督職員の表記を受ける。 また、設備機材は、設計図書に変める見及び仕能を有することの記明資料又は分析機関等が免行する資料等の の写しを監督職員に提出して、未認を受ける。大は、標本仕権者に規定される後中記、技能疾債基券を含む。 本工事第一年前に大きた、工事の指令的な計画をよるが、標本性格書・規定される後中記、技能疾債基券を含む。 本工事第一年前、本工事は、公共職業安定所の紹介する者の雇い入れに努めること。 工事の第二十年之立、工事の総合的な計画をよどれた総合施工計画書を中成し、監督職員の承諾を受ける。 また、最小実施者を定めるが出来をとからた総合施工計画書を中成し、監督職員の承諾を受ける。 また、最小実施者の公共・企業債蓄および施工関等を作成し、監督職員の承諾を受ける。 諸文銀が500万円以上の場合は、工事実債情報を登録する。 諸典銀術の登録 請負銀が500万円以上の場合は、工事実債情報を登録する。 | 32. 山留め 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用品の清掃 ⑤ 火気の使用 37. 室内空気中の化学物質 の選度測定 38. 施工調査 | トロラタム系的食子一及びプラスチックテープによる防食処理を行う。 (建設配管は原則として、防食処理不要の管化さる。) () の数 () 原元 () | # 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器具付配水栓 5. 自動水栓 6. 温水洗・便産加熱方式 7. 大便器型火カイー 1. 量水器 2. 量水器柄 | ・ | र रें∩ है | (3)公道 (ガス供給事業者の近直路管理者規定による) 配管工事は、原則としてガス供給事業者の責任施工とする。 供給事業者名() |
| (国土交通者大臣官房所常籍整整件 平成30年版) ※ 末工事に使用する機材等は、設計報書に襲するもの。またはこれらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の未延を受けるものとする。 ※ 末工事に使用する材料の対立とのはまたっては、「具有監察のシックハウスマニュアル」に留意し、揮奏性機能化合物の対象による健康への影響に設建する。 ※ 使用する材料のが上が上下上代様は、日本表業規格及び日本農林規格のF☆☆☆交規格品、壁装材料協会規格組合品または同等品、化学物質等製品の全データシート等にホルマリン不使用が明示されたものとする。 末工事者事事に機器材料を受益出し、監督職員の表現を受ける。これ、建準仕様書に規定される製料図。また、投機機材は、設計図書に定める品質なび住態を有することの証明資料以は外層機関等が発行する資料等のの写しを監督職員に提出して、采証を受ける。なお、標準仕様書に規定される製料図、試験成績表等を含む。 末工事者事所に工事目的物法とび工事材料等を、本工事完了決別或し閉日まで、火災保険及びその他の保険に付し、写しを監督職員に担いのこと。 ② 展 用 本工事は、公共職業安定所の紹介する者の屋い入れに努めること。 「本の書手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめため合加工計画書を作成し、監督職員に提出する。 「本の第二に先立ち、工事の総合的な計画をまとめため合加工計画書を作成し、監督職員に提出する。」 「本の第二に先立ち、工事の総合的な計画を表とめため合他工計画書を作成し、監督職員に提出する。」 「本の第二に先立ち、工事の総合的な計画を表まれたの監督職員の機能を受ける。 また、県が実施する「公共事業環境マネジメントシステム」の対象工事においては、環境配慮計画(実施)書を作成し、監督職員に提出する。 ② 工事実機情報の登録 (CORINS) ② 工事実機情報の登録 ② 工事実機情報の登録 ② 大事業環境マネジメントシステム」の対象工事においては、環境配慮計画(実施)書を作成している場合を表する。 ② 大事実機能のの表は、工事実機情報を登録する。 ② 大事業環境マネジスントとの監督権員の部部を受け、登録手続をそ行い、工事カルテの受信証を監督権員 | 32. 山雷め 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用品の清播 ⑤ 火気の便用 37. 室内空気中の化学物質 の測度測定 38. 施工調査 | トロラタム系的食子一及びブラスチックテープによる防食処理を行う。(埋穀配管は原則として、防食処理不要の管柱とする。) 切取り面にその堕所の土質に見合った勾配を保って照例できる場合を除き、照例の深さが1.5mを超える場合 には、山間のを行うものとする。 国土交通名大臣房房庁常務部部が修理第二本標準仕样書22章(舗装工事)による。 図面に特記なき場合は、表「工事区分表」による。 再規則する服器類は場内で可能な法別による水法等の清掃を行う。 建物内での火気の使用は原則として行わない。 室内室集中の水ルムアルデドド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの遺皮を測定し、監督職員に報告すること。 測定はパッシブ型採取機器により行う。 測定対象室()、 第一次には、大きシレ、エチルベンゼン、スチレンの遺皮を測定し、監督職員に報告すること。 加工計画調査 | # 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器具付配水栓 5. 自動水栓 6. 温水洗・便産加熱方式 7. 大便器型火カイー 1. 量水器 2. 量水器柄 | ・ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 (不達越節水弁付) ※ 手法なし ・ | . | (3)公道 (ガス供給事業者及び道路管理者規定による) 配管工事は、原則としてガス供給事業者の責任施工とする。 供給事業者名 () |
| (国土交通者大臣官房所常籍整整件 平成30年版) ※ 末工事に使用する機材可能 設計報書・販売するもの。またはこれらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の未延を受けるものとする。 ※ 末工事に使用する材料の重要なり括こに動きする。 ※ 大工事に使用する材料の重要なり指している。 ※ 代用する材料の加入サイド・ドイ林に、日本産業規格及び日土農林規格のF☆☆☆交規格品、壁装材料協会規格者の高度・仕能証明 ② 機材の品質・性能証明 ③ 機材の品質・性能証明 ② 様材の品質・性能証明 ② 作 保証・ と 投稿を表し、監督職員の表別を受ける。 また、投稿機材は、受けるのでは、日本産業規格及び日土農林規格のF☆☆☆交規格品、壁装材料協会規格者の高速下に制御を開発・設ける品質及び住地を有することの証明資料以は外層機関等が発行する資料等のの写しを監督職員に提出して、采証を受ける。なお、標準化体書に規定される製料側、試験成績表等を含む。 本工事者手削に工事目的物及び工事材料等を、本工事完了決別或し閉日まで、火災保険及びその他の保険に付し、写しを監督職員に担出のこと。 ② 展 用 ■ 本工事は、公共職業交定所の紹介する者の屋い入れに努めること。 エ本商者手に完立る。 工事の第三に先立る。 工事の第三に完立る。 工事の第三に完立る。 工事の部に工作生の場合の紹介を考の屋い入れに努めること。 ▼ 本工事は、公共職業支定所の紹介する者の屋い入れに努めること。 ▼ 本工事に完立る。 工事の部に工作会立る。 工事の部に工事情書を作成し、監督職員に提出する。 また、県が実施する「公共事業環境マネジメントシステム」の対象工事においては、環境配慮計画(実施)書を作成してのよりに提出する。 ・ 本工事は、公共職業に関するより、と を経費員の経路を受ける。 ・ また、県が実施する「公共事業環境マネジメントシステム」の対象工事においては、環境配慮計画(実施)書を作成して、日本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 32. 山留め 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用品の清掃 ③ 火気の使用 37. 至内空気中の化学物質 の濃度測定 38. 施工調査 39. アスペスト ④ あと施工アンカー | トロラタム系的食子一及びブラスチックケーブによる防食処理を行う。 (建設配管は原則として、防食処理不要の管柱とする。) 切取り面にその無所の土質に見合った勾配を保って照所できる場合を除き、照所の深さが1.5 mを超える場合 には、山間のを行うものとする。 固正又発金大阪房倉庁省権総監修の建築工事標準仕様書22章 (舗装工事)による。 図面に特記なき場合は、表「工事区分表」による。 再使用する態盤類は場内で可能な法別による水法等の清掃を行う。 建物内での火気の使用は原則として行わない。 室内室集中の水ルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの速度を測定し、監督職員に報告すること。測定はバッシブ型採取機器により行う。 測定対象室 ()、別定施所数 ()・下配によるほか、改修標準仕様書第1編15.1及び1.5.2による。 ・施工計画限を 調査項目 (・) 調査範囲 (・) 調査方法 (・) アスペストについては、労働安全衛生法 (石線障害予防規則)・廃棄物処理法等に則り処理を行うこと。アスペストについては、労働安全衛生法 (石線障害予防規則)・廃棄物処理法等に則り処理を行うこと。アスペストを用状況 () (1) あと施工アンカー ※接着系アンカー (後着別は有機系とする) ②金属拡張系アンカー (後着別は有機系とする) ②金属拡張系アンカー (後着別は有機系とする) ②金属拡張系アンカー (後着別は有機系とする) ②金属拡張系アンカー (後着別は有機系とする) (2) 試験等 性を確認比較 ※行わるい | # 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器具付配水栓 5. 自動水栓 6. 温水洗・便産加熱方式 7. 大便器型火カイー 1. 量水器 2. 量水器柄 | ・ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 (不達越節水弁付) ※ 手法なし ・ | 5. その他 表1「完成書類」 本工事終了 | (3)公道 (ガス供給事業者及び道路管理者規定による) 配管工事は、原則としてガス供給事業者の責任施工とする。 供給事業者名 () |
| (国土交通者大臣官房所管積極整修 平成30年版) ※ 末工事に使用する機材等は、設計報書が提供するもの。またはこれらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の未延を受けるものとする。 ※ 末工事に使用する核材を到立またのは、日本主義を担けるものとする。 ※ 末工事に使用する材料の対したアドナビ株は、日本主義実践権及び日工農林規格のF☆☆☆交技格品。 壁装材料協会 技術者の出資・性能証明 ③ 機材の品質・性能証明 ⑤ 様材の品質・性能証明 ⑥ 様 検 | 32. 山雷め 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再续用品の清掃 ② 火気の使用 37. 室内空気中の化学物質 の温度測定 38. 施工調査 39. アスペスト ② あと施工アンカー | トロラタム系的食子一及びブラスチックケーブによる防食処理を行う。(建設配管は原則として、防食処理不要の管柱とする) 切取り無にその影所の上質に見合った勾配を保って照所できる場合を除き、照所の深さが1.5mを超える場合 には、山閣のを行うものとする。 固土交通を大臣官房官庁書務配置等の建築工事標準仕杯書 2 2 章 (舗装工事)による。 図面に特記なき場合は、ま「工事区分表」による。 再使用する機器類は現場内で可能な活剤による水洗等の清掃を行う。 建物中での火気の使用は原料として行わない、 室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルペンゼン、ステレンの遺度を測定し、監督機員に 報告すること、測定はバッシブ監接取機器により行う。 測定対象室 () 測定断数 ()) ・下記によるほか、改修標準仕様書第1編1.5.1及び1.5.2による。 ・施工計画財産 非常課金 () 測定所数 ()) アスペストについては、労働安全衛生法(石線牌書予防規則)・康業物局理法等に則り処理を行うこと。 アスペストについては、労働安全衛生法(石線牌書予防規則)・康業物局理法等に則り処理を行うこと。 アスペスト使用状況 ((1) あと地エアンカー (接着剤は有機系とする) ②金額拡発系アンカー (接着剤は有機系とする) ③金額拡発系アンカー (後着剤は有機系とする) | # 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器具付配水栓 5. 自動水栓 6. 温水洗・便産加熱方式 7. 大便器型火カイー 1. 量水器 2. 量水器柄 | ・ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 (不達結節水弁付) ※ 手法なし ・ | - その他 - 表1「完成業類」 - 本工事後7 名 称 1 完成回書 数 | (3)公道 (ガス供給事業者及び道路管理者規定による) 配管工事は、原則としてガス供給事業者の責任施工とする。 供給事業者名 () 後下記の書類を提出すること。 完成書類 部数 名称 完成書類 部数 部数 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ |
| (国土交通者外氏管 房所常籍極態等 平成3 0 年級) ※ 本工事に使用する機材等は、設計機器・規模するもの。またはこれらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督機関の未延を受けるものとする。 ※ 本工事に使用する材料の上で、登録をは、監督機関の未延を受けるものとする。 ※ 本工事に使用する材料のサルフトビ 下柱は、日本素業規格と1日未農林規格のF☆☆☆交規格品、壁装材料協会規格器合品または同等品、化学物質等製品の全データシート等にホルマリン不使用が明示されたものとする。 本工事者事に機器体制を提出し、監督機関の表現を受ける。 ・ 投票する日本素・設備機関が分条行する資料等のの写しを監督機関に提出して、采貨を受ける。なお、標準化体器に規定される製料館、試験成績表等を含む。 本工事者事所に工事目的物及び工事材料等を、本工事完了後別成し限日まで、火災保険及びその他の保険に付し、写しを監督機関に提出のこと。 ② 展 用 本工事は、公共職業支援所の紹介する者の屋い入れに努めること。 「本工事者事所に工事目的物及び工事材料等を、本工事完了後別成し限日まで、火災保険及びその他の保険に付し、写しを監督機関に提出のこと。 本工事者事所に工事目の物なが工事材料等を、本工事完了後別成し限日まで、火災保険及びその他の保険に付し、写しを監督機関に担当のこと。 「本工事は、公共職業支援所の紹介する者の屋い入れに努めること。 工事の第手に先立る、工事の総合的な計画をまとめため合加工計画書を作成し、監督機関のに提出する。 また、保が実施する「公共事業環境マネジメントシステム」の対象工事においては、環境配慮計画(実施)書を作成し、監督機関人に提出のこと。 「本文報情報の登録(CORINS) 「本文報情報の登録(CORINS) 投資を含まる。 大工事の報告、第五、完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手様等を運滞なく行う。 なお、監禁手機をご係わる費用は、受法者の負担とする。 第二年の第三年、施工、完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手様等を運滞なく行う。 なお、監禁手機をご係わる費用は、受法者の負担とする。 第二年の報告、施工、完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手様等を運滞なく行う。 なお、総計を経験に係わる費用は、受法者の負担とする。 第二年に基督権員に提出する。 | 32. 山留め 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用品の清掃 ③ 火気の使用 37. 至内空気中の化学物質 の濃度測定 38. 施工調査 39. アスペスト ④ あと施工アンカー | トロラタム系的食子一及びブラスチックケーブによる防食処理を行う。 (建設配管は原則として、防食処理不要の管化さる。) () () () () () () () () () (| # 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器具付配水栓 5. 自動水栓 6. 温水洗・便産加熱方式 7. 大便器型火カイー 1. 量水器 2. 量水器柄 | ・ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 (不凍結節水弁付) ・ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 (不凍結節水弁付) ※ | - その他 | (3)公道 (ガス供給事業者のび道路管理者規定による) 配管工事は、原則としてガス供給事業者の責任施工とする。 供給事業者名 () () () () () () () () () (|
| (国土交通者大臣官房所管積極整修 平成30年版) ※ 末工事に使用する機材等は、設計報書が提供するもの。またはこれらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の未延を受けるものとする。 ※ 末工事に使用する核材を到立またのは、日本主義を担けるものとする。 ※ 末工事に使用する材料の対したアドナビ株は、日本主義実践権及び日工農林規格のF☆☆☆交技格品。 壁装材料協会 技術者の出資・性能証明 ③ 機材の品質・性能証明 ⑤ 様材の品質・性能証明 ⑥ 様 検 | 32. 山雷め 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用品の清播 ⑤ 火気の使用 37. 室内空気中の化学物質 の測度測定 38. 施工調査 39. アスペスト ⑥ あと施エアンカー 41. 既設インサート 及びアンカーボルト | トロラタム系的食子一及びブラスチックケーブによる防食処理を行う。(建設配管は原則として、防食処理不要の管柱とする) 切取り面にその態所の土質に見合った均配を保って照例できる場合を除き、照例の深さが1.5mを超える場合 には、山間のを行うものとする。 図面に特記なき場合は、表「工事区分表」による。 図面に特記なき場合は、表「工事区分表」による。 再使用する総督規は場内で可能と活列による水洗等の清掃を行う。 建物内での火気の使用は原則として行わない。 室内室集中のボルムアルデモド、トルエン、キシレン、エチルペンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督職員に 報告すること。測定はパッシブ配援政務により行う。 測定対所を()、測定医所後() ・下配によるほか、改修標準仕様書前[編1.5.1及び1.5.2による。 ・施工計画服を 解毒項目(・) 調査範囲(・) 調査方法(・) アスペストについては、労働安全衛生法(石線障害予防規則)・廃棄物処理法等に則り処理を行うこと。 アスペスト使用状況() (※本株打込み式) (2) 試験等 性能硬態試験 ※行わない ・行う 施工確認 ※行わない ・行う ・行わない ・ の | # 生 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器具付配水栓 5. 自動水栓 6. 温水光神便座加熱方式 7. 大便器型火カバー 1. 量水器 2. 量水器構 3. 配管材料 | ・ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 (不凍結節水弁付) ※ 手流なし ・ 手洗付 ・ 小便器分離型) 園屋こま式 (節水こま式) とする。 ※ 電源供給方式 (※ 本で100V) ・ 乾電池 ・ 自己給電 (1)親メーター ※ | | (3)公道 (ガス供給事業者及び道路管理者規定による) 配管工事は、原則としてガス供給事業者の責任施工とする。 供給事業者名 () 東京 () () () () () () () () () (|
| (国土交通者外区管房所営籍報題数率 平成3 0 年級) ※ 本工事に下記の自該機程所は、設計報書に関ラするもの、またはこれらと同等のものとする。ただし、これらと 同等のものとする場合は、監督職員の未託を受けるものとする。 | 32. 山留め 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用品の清掃 ③ 火気の使用 37. 至内空気中の化学物質 の温度測定 38. 施工調査 39. アスペスト ④ あと施エアンカー 41. 既設インサート 及びアンカーボルト 42. 宮城県庁けが製品利用 使進について | トロラタム系的食子一及びブラスチックケープによる防食処理を行う。 (建設配管は原則として、防食処理不要の管化される) の世紀とする。 (知知) 加工その影所の工質に見合った幻配を保って照所できる場合を除き、照用の深さが1.5mを超える場合には、山間のを行うものとする。 (認正文者も大臣官房官庁諸略監督の追禁工事標準化件着22章 (請貸工事)による。 (認正文者も大臣官房官庁諸略監督を迎達文工事代表を行う。 (議貸工事)による。 (認正文者も大臣官房官庁諸を監督を決断したる。 (議貸工事)による。 海使用する機器競は現場内で可能な法制による水洗等の清掃を行う。 建物での火気の使用は原則として行わない、空内空気中の水ルムアルデドド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの速度を測定し、監督職員に報告すること。 測定はパッシブを採取機器として行わない。 第次世所教() 、 下足によるほか、改修標準化様審第1編1、5、1及び1、5、2による。 ・ 地工制度整 | # 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器具付配水栓 5. 自動水栓 6. 温水洗・便産加熱方式 7. 大便器型火カイー 1. 量水器 2. 量水器柄 | ・ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 (不達結節水弁付) ※ 手法なし ・ | 表 1 「完成書類」 本工事終了 名 称 1 完成図書 (イ 2 完成図書 (イ | (3)公道 (ガス供給事業者のび道路管理者規定による) 配管工事は、原則としてガス供給事業者の責任施工とする。 供給事業者名 () 東京 成 書 類 部数 名 称 完 成 書 類 部数 名 称 完 成 書 類 部数 () () () () () () () () () (|
| (国土交通者外区管房所管積極影像 平成30年版) ※ 本工事に促用する機材研究 設計機需・販売するもの、またはこれらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督機関の末距を受けるものとする。 ※ 本工事に保持する材料の力を対していては、「現本機能のシックハウスマニュアル」に留意し、接奏性機能の金融をよる健康への影響に設建する。 ※ 使用する材料のかしまする場合に、監督機関の末距を受けるものとする。 ※ 使用する材料のかします。 ※ 使用する材料のからでは、「日本機能のシックハウスマニュアル」に留意し、接奏性機能の登録した。 ※ 使用する材料のからの実力と対象が関係と受ける。 また、投稿機材は、設計機能に関連されるといる理解することの証明資料又は外部機関等が発行する資料等のの写しを監督機関に提出して、実証を受ける。なお、標準化体器に規定される製料図、試験成績表等を含む。 本工事基系手能に工事目的物及び工事材料等を、本工事完了検引度し限日まで、火災保険及びその他の保険に付し、写しを監督機関に出ること。 ② 雇 用 本工事は、公共職業安定所の紹介する者の屋い入れに努めること。 工事の第千に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督機関に提出する。 また、最小実施性の登録 (CORINS) ② 工事実機構物の登録 (CORINS) ③ 手核 ② 手様 ② 手様 本工事に定めるに対象に正明を作成し、監督機関の視認を受ける。 法に、最近配金計画(実施)書を作成し、監督機関に提出する。 ※ 変質者及び完成時にあらかしの監督機関の複認を受ける。 ※ 変質者及び完成時にあらかしの監督機関の複認を受け、登録手続きを行い、工事カルテの受情証を監督機関に選出する。 ※ 正中に事故が発生した場合には、面もに監督機関に基欄するとともに、別に指示する「事故報告書」を指示する 期日までに監督機関に提出する。 ※ 配置する ・ 配置しない 本工事に下記の当該機構別検証は (・1 級 ・2 級) を適用させる。 (資格証の写しを提出する) ・配置 (後管工事) ・建築板金 (ダクト製作及以取付け) ・熱機能加工 (後進工事) | 32. 山窗め 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用品の清掃 ③ 火気の使用 37. 至内空気中の化学物質 の温度測定 38. 施工調査 39. アスペスト ④ あと施エアンカー 41. 既設インサート 及びアンカーボルト 42. 宮城県坪の数鬼&利用 | トロラタム系的食子一及びブラスチックケーブによる防食処理を行う。 (建設配管は原則として、防食処理不要の管化される)) (出版) 期にその影所の工質に見合った勾配を保って照所できる場合を除き、照例の深さが1.5mを超える場合には、山曜のを行うものとする。 固正文者を大臣官房官庁運輸配登修の建築工事標準化件書 2 2 章 (請貸工事)による。 関面に特記なを場合は、表「工事区分表」による。 再使用する機器競は環境内で耐な沈美術による水洗等の清掃を行う。 建物所での火気の使用は原則として行わない。 室内室気中の水ルルアルデに、トルエン、キシレン、エチルペンゼン、スチレンの温度を測定し、監督職員に制管すること。測定はパッシブ型採取機器により行う。 別定制所数() 、現定制所数() 、現定制所数() 、所定制所数() 、下配によるほか、改修標準任権書所 編1.5.1及び1.5.2による。 ・ 作工計画院を) 、調査初固() 調査方法() アスペストについては、労働安全衛生法(石綿障害予防規則)・廃棄物処理法等に則り処理を行うこと。アスペスト使用状況() (1) あと施工アンカー ※接着系アンカー (後着制は有機系とする) (②本体打込み式) (2) 試験等 性能確認試験 ※行わない (元う) (※本体打込み式) (2) 試験等 性能確認試験 ※行わない ・ (元う) (※本体打込み式) 使用する ・ 認定品利用対策工事として次の認定製品を使用すること。 (使用場所:) 第定系統長的対象外工事だが、利用の促進に努めること。) 別添の施工条件明示書による。 | # 生 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器具付配水栓 5. 自動水栓 6. 温水光神便座加熱方式 7. 大便器型火カバー 1. 量水器 2. 量水器構 3. 配管材料 | ・ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 (不達越節水弁付) ※ 手法なし ・ 手法付 | 表 1 「元成素類」 本工事終了 名 称 1 元成回書 (2 元成回書 (4) 3 元成回 (4) | (3)公道 (ガス供給事業者のび道路管理者規定による) 配管工事は、原則としてガス供給事業者の責任施工とする。 供給事業者名 () 東京 成 書 類 部数 名 称 完 成 書 類 部数 () 東京 成 書 類 部数 () 東京 成 書 類 部数 () 東京 成 書 類 () () () () () () () (|
| (国土交通者大臣官房所営籍経動等 平成3 0年版) ※ 末工事に下途間乗りる機が到する。 第一次 2 日本 2 日 | 32. 山窗め 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用品の清掃 ③ 火気の使用 37. 室内空気中の化学物質 の温度測定 38. 施工調査 39. アスペスト ④ あと施工アンカー 41. 既設インサート 及びアンカーボルト 42. 宮城県庁/の製品利用 使選について ④ 施工条件 | トロラタム系的食子一及びブラスチックケープによる防食処理を行う。 (建設配管は原則として、防食処理不要の管化される) の世紀とする。 (知知) 加工その影所の工質に見合った幻配を保って照所できる場合を除き、照用の深さが1.5mを超える場合には、山間のを行うものとする。 (認正文者も大臣官房官庁諸略監督の追禁工事標準化件着22章 (請貸工事)による。 (認正文者も大臣官房官庁諸略監督を迎達文工事代表を行う。 (議貸工事)による。 (認正文者も大臣官房官庁諸を監督を決断したる。 (議貸工事)による。 海使用する機器競は現場内で可能な法制による水洗等の清掃を行う。 建物での火気の使用は原則として行わない、空内空気中の水ルムアルデドド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの速度を測定し、監督職員に報告すること。 測定はパッシブを採取機器として行わない。 第次世所教() 、 下足によるほか、改修標準化様審第1編1、5、1及び1、5、2による。 ・ 地工制度整 | # 生 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器具付配水栓 5. 自動水栓 6. 温水洗・便産加熱方式 7. 大便器型火かべ 7. 大便器型火かべ 3. 配管材料 3. 配管材料 4. 不凍水栓柱 | ・ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 (不連結節水弁付) ※ 手法なし ・ 手法付 | 表 1 「完成書類」 本工事終了 名 科 1 完成図書 ((2 完成図書 (4) | (3) 企道 (ガス供給事業者のび通路管理者規定による) 配管工事は、原則としてガス供給事業者の責任施工とする。 供給事業者名 () 定 成 書 類 部数 名 称 完 成 書 類 部数 名 称 完 成 書 類 部数 () () () () () () () () () (|
| (国土交通者大臣官房所常籍整整体 平成30年版) ※ 末工事に保持する機材が成 設計報酬・提供する機材の主な、計画を持っては、「現本階級のシックハウスマニュアル」に留意し、接換性機能の全部のよびも発生、設計報酬の表記を受けるものとする。 ※ 末工事に実施計画を持ち、受けるの。 はまま、 | 32. 山窗め 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用品の清掃 ③ 火気の使用 37. 室内空気中の化学物質 の温度測定 38. 施工調査 39. アスペスト ④ あと施工アンカー 41. 既設インサート 及びアンカーボルト 42. 宮城県庁/の製品利用 使選について ④ 施工条件 | トロラタム系的会テープ及びプラスチックテープによる防食処理を行う。(建設監管は原則として、防食処理不要の管柱とする。) 切取り施にその影所の上質に見合った勾配を保って照所できる場合を除き、照所の深さが1.5mを超える場合 には、山閣のを行うものとする。 固土交通を大臣官房官庁書籍総督修の建築工事標準仕様書 2 2 章 (舗装工事)による。 図面に特記なき場合は、ま「工事区分表」による。 再使用する機器模は現場内で可能な活剤による水洗等の清掃を行う。 建物での必然の使用は関係して行わない、 室内空気中の水ルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルペンゼン、ステレンの遺度を測定し、監督機員に報告すること。測定はパッシブ室接収機器により行う。 測定対象室) 規定所数 ()) 第二世所数 ()) 下記によるほか、改修標準仕様書第1編1.5.1及び1.5.2による。 ・施工計画財産 非常原産 ()) 調査面間 ()) 調素方法 ()) アスペストについては、労働安全衛生法(石精輝書予防規則)・康棄物局理法等に則り処理を行うこと。 アスペストについては、労働安全衛生法(石精輝書予防規則)・康棄物局理法等に則り処理を行うこと。 アスペスト使用状況 () () () () () () () () () (| # 生 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器具付配水栓 5. 自動水栓 6. 温水洗浄便産加熱方式 7. 大便器耐火かべ 7. 大便器耐火かべ 3. 配管材料 3. 配管材料 3. 配管材料 数 4. 不凍水栓柱 5. 弁 類 数 | ・ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 (不連結節水弁付) ※ 手法なし ・ 手洗付 ・ | 表 1 「完成業類」 本工事於 7 名 称 | (3) 企道 (ガス供給事業者の)責任施工とする。 供給事業者名 ()) 配管工事は、原則としてガス供給事業者の責任施工とする。 供給事業者名 ()) 一定 成 書 類 部数 名 称 完 成 書 類 部数 単工事元成引渡契値 () () () () () () () () () (|
| (国土交通者大臣官房所営務整整等 平成30年版) ※ 末工事に使用する機材等は、設計報書が提供するもの。またはこれらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の未延を受けるものとする。 ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の未延を受けるものとする。 ※ 本工事に使用する材料の対したアレドでは、日本有態的のシックハウスマニュアル」に留意し、授奏性有機化合物の放散による健康への影響に影響する。 ※ 使用する材料のかしたアドナビ代様は、日本業業規格及び日本農林規格のF☆な☆女規格品、型袋材料協会規格者の高品または同等品、化学物質等製品を全データシート等にポルマリン不使用が明示されたものとする。 本工事者等用に機動性に要性し、監督機会の政策を受ける。 また、設備機材は、設計探書に定める自覚なび性能を有することの証明資料又は外部機関等が発行する資料等のの写しを監督機具に提出して、光理を受ける。 なお、標準化体書に規定される影特別、試験機裁等を含む。 本工事者手前に工事目的物及び工事材料等を、本工事元で決別達し期日まで、火災保険及びその他の保険に付し、等しを監督機具に提出のこと。 ② 施工計部書および 加工関等 エエ事が、公共職業変定所の紹介する者の屋い入れに努めること。 ② 本工事は、公共職業変定所の紹介する者の屋い入れに努めること。 ② 工事実績情報の意味 「本の第手にた立ち、エ本の総合的な計画をまとめた総合能工計画書を作成し、監督機員の提出する。 本工事は、公共職業変定所の紹介する者の屋い入れに努めること。 工事の第手に先立ち、エ本教育を表とり担当書を作成し、監督機員の提出を受ける。また、最小実施付金のと、監督機員の提出する。 通知とびらの5万円以上の場合は、工事実績情報を登録する。 受注時、変更時及び完成時にあらかしめ監督機員の確認を受け、登録手続きを行い、工事カルテの受情証を監督機員に提出する。 第 本教報告 「本教報告書」を指示する 第 本教報告書」を指示する 第 本教報告書」を指示する 第 法 医型 し 定 | 32. 山雷め 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用品の清掃 ② 火気の使用 37. 室内空気中の化学物質 の濃度測定 38. 施工調査 39. アスペスト ④ あと施エアンカー 41. 既設インサート 及びアンカーボルト 42. 宮城県外付い製品利用 促進について ④ 施工条件 44. 三相誘導電動機 | トロラタム系的食子一及びブラスチックテープによる防食処理を行う。 (建設配管は原則として、防食処理不要の管化する。) (知取り無にその影所の上版に見合った勾配を保って照所できる場合を除き、照用の深さが1.5mを超える場合には、山間のを行うものとする。 | # 生 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器具付配水栓 5. 自動水栓 6. 温水洗・便産加熱方式 7. 大便器型火かべ 7. 大便器型火かべ 3. 配管材料 3. 配管材料 4. 不凍水栓柱 | ・ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 (不連結節水弁付) ※ 手法なし ・ 手法付 | 表 1 「完成書類」 本工事終了 名 特 1 完成図書 (A () 2 完成図書 (A 4 完成図 (縮小) (A | (3)公道 (ガス供給事業者のび道路管理者規定による) 配管工事は、原則としてガス供給事業者の責任施工とする。 供給事業者名 () 第一年記書 () |
| (国土交通者大臣官房所営籍経動作 平成3 0年版) ※ 末工事に使用する機材制度、設計報書が提供するもの。またはこれらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承託を受けるものとする。 | 32. 山雷め 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用品の清掃 ② 火気の使用 37. 室内空気中の化学物質 の濃度測定 38. 施工調査 39. アスペスト ④ あと施エアンカー 41. 既設インサート 及びアンカーボルト 42. 宮城県門がが製品利用 促進について ④ 施工条件 44. 三相誘導電動機 仮 1. 工事用電力、水、その相 設 工 | トロラタム系的会テープ及びプラスチックケープによる防食処理を行う。(建設設管は原則として、防食処理不要の管化する。) 切取り無にその影所の上類に見合った勾配を保って照所できる場合を除き、照所の深さが1.5mを超える場合 には、山間のを行うものとする。 固土交通を大臣官房官庁書籍総理修の建築工事標準仕様書 2 2 章 (舗装工事)による。 図面に特記なを場合は、表「工事区分表」による。 同使用する機器模は現場内で可能な活剤による水洗等の清掃を行う。 建物での火気の使用は原料として行わない、 室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルペンゼン、ステレンの遺度を測定し、監督機員に報告すること。測定はパッシブ監理破職部により行う。 測定対象室) 規定所数 ()) ・下記によるほか、改修標準仕様書第1編1.5.1及び1.5.2による。 ・施工計画財産 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | # 生 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器具付配水栓 5. 自動水栓 6. 温水光学便底加熱方式 7. 大便器影火赤 7. 大便器影火赤 7. 大便器影火赤 4. 不灌水栓柱 5. 弁 類 6. 給水栓 備 | ・ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 (不達結節水弁付) ※ 手法なし ・ | ### *** *** *** *** *** *** *** *** *** | (3)公道 (ガス供給事業者の)責任施工とする。 供給事業者名 ()) 配管工事は、原則としてガス供給事業者の責任施工とする。 供給事業者名 ()) 原本 () () () () () () () () () (|
| (国土交通者大臣官房所管積極整修 平成30年版) ※ 末工事に「配の他のとする。ただし、これらと 同場のものとする。 ※ 末工事に「配の他のとする。 ※ 末工事に「配の他のとする を注し、 公根 | 32. 山雷め 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用品の清掃 ② 火気の使用 37. 室内空気中の化学物質 の濃度測定 38. 施工調査 39. アスペスト ④ あと施エアンカー 41. 既設インサート 及びアンカーボルト 42. 宮城県外付い製品利用 促進について ④ 施工条件 44. 三相誘導電動機 | トロラタム系的食子一及びブラスチックケーブによる防食処理を行う。 (建設配管は原則として、防食処理不要の管化する。) の取り無にその影所の工質に見合った勾配を保って照所できる場合を除き、照用の深さが1.5mを超える場合には、山曜のを行うものとする。 固正文者を大臣官房官庁運輸配登修の建築工事標準化件着22章 (請貸工事)による。 関面に特記なを場合は、表「工事区分表」による、決等の清掃を行う。 建物での火気の使用は原則として行わない、空内空気やの水気の使用は原則として行わない、空内空気やの水丸の使用は原則として行わない。空内空気やの水丸のが上水子に下、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの温度を測定し、監督職員に制管すること。測定はパッシブ型接取機器により行う。 測定制所数() 、測定箇所数() 、別定箇所数() 、下配によるほか、改修標準化構造第1編1.5.1及び1.5.2による。 ・ 地工計画財産 | # 生 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器具付配水栓 5. 自動水栓 6. 温水洗浄便産加熱方式 7. 大便器耐火かべ 7. 大便器耐火かべ 3. 配管材料 3. 配管材料 3. 配管材料 数 4. 不凍水栓柱 5. 弁 類 数 | ・ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 (不達結節水弁付) ※ 手法なし ・ 手法付 ・ 小便器一体型 ・ 小便器分離性) 國度ごま式 (第水ごま式) とする。 ※ 電源供給方式 (※ 本び100V) ・ 乾電池 ・ 自己給電 □ | 表 1 「完成書籍」 本工事終了 名 特 1 完成図書 (イ 2 完成図書 (イ 4 完成図・施工図 (電子データ) 70 5 機勝元成図 A (機器元成図 A | (3)公道 (ガス供給事業者の)責任施工とする。 供給事業者名 ()) 配管工事は、原則としてガス供給事業者の責任施工とする。 供給事業者名 ()) 原工事院引護影響 () () () () () () () () () (|
| (国土交通名外区管房所管格部総幹 平成3 0 年級) ※ 本工事に扱用する機材研究 設計機器・販売するもの。またはこれらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の未延を受けるものとする。 ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の未延を受けるものとする。 ただし、これらと同等のものとする場合は、単常機構の会理条への影響に設定する。 ※ 本工事を行い、 | 32. 山窗め 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用品の清掃 ③ 火気の使用 37. 至内空気中の化学物質 の温度測定 38. 施工房去 39. アスペスト ④ あと施エアンカー 41. 既設インサート 及びアンカーボルト 42. 宮城県庁の緑星利用 促進について ④ 施工条件 44. 三相誘導電動機 佐 1. 工事用電力、水、その相 設 エ エ ** 2. 養生 | トロラタム系的会テープ及びプラスチックケープによる防食処理を行う。(建設設管は原則として、防食処理不要の管化する。) 切取り無にその影所の上類に見合った勾配を保って照所できる場合を除き、照所の深さが1.5mを超える場合 には、山間のを行うものとする。 固土交通を大臣官房官庁書籍総理修の建築工事標準仕様書 2 2 章 (舗装工事)による。 図面に特記なを場合は、表「工事区分表」による。 同使用する機器模は現場内で可能な活剤による水洗等の清掃を行う。 建物での火気の使用は原料として行わない、 室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルペンゼン、ステレンの遺度を測定し、監督機員に報告すること。測定はパッシブ監理破職部により行う。 測定対象室) 規定所数 ()) ・下記によるほか、改修標準仕様書第1編1.5.1及び1.5.2による。 ・施工計画財産 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | # 生 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器具付配水栓 5. 自動水栓 6. 温水光学便底加熱方式 7. 大便器影火赤 7. 大便器影火赤 7. 大便器影火赤 4. 不灌水栓柱 5. 弁 類 6. 給水栓 備 | ・ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 (不達輪節水弁付) ・ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 (不達輪節水弁付) ※ | 表 1 「完成業類」 本工事終了 名 称 1 完成図書 (((((((((((((((((((| (3) 企道 (ガス供給事業者の)責任施工とする。 供給事業者名 ()) 歴史工事は、原則としてガス供給事業者の責任施工とする。 供給事業者名 ()) 意味 |
| (国土交通者大臣官房所管持極影像 平成30年版) ※ 末工事に保持する機材の設ける場合は、監督職員の未延を受けるものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の未延を受けるものとする。 おたし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の未延を受けるものとする。 | 32. 山雷め 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用品の清掃 ② 火気の使用 37. 室内空気中の化学物質 の濃度測定 38. 施工調査 39. アスペスト ④ あと施エアンカー 41. 既設インサート 及びアンカーボルト 42. 宮城県門がが製品利用 促進について ④ 施工条件 44. 三相誘導電動機 仮 1. 工事用電力、水、その相 設 工 | トロラタム系的食子一及びブラスチックテープによる防食処理を行う。 (建設監管は原則として、防食処理不要の管化する。) () 切取り間にその影所の上版に見合った勾配を保って照所できる場合を除き、照用の深さが1.5mを超える場合には、山曜のを行うものとする。 | # 生 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器 製料配水栓 5. 自動水栓 6. 温水洗・便器型火力 7. 大便器型火力 7. 大便器型火力 7. 大便器型火力 1. 量水器 2. 量水器 3. 配管材料 3. 配管材料 数 4. 不凍水栓柱 5. 弁 類 6. 給水栓 # 7. 埋設深さ | ・ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 (不達結節水弁付) ※ 手法なし ・ | 表 1 元成素類 本工事致了 名 称 | (3)公道 (ガス供給事業者の)責任施工とする。 供給事業者名 ()) 配管工事は、原則としてガス供給事業者の責任施工とする。 供給事業者名 ()) 配工事元成引渡契値 |
| (国土交通者大臣官房所営籍経動能等 平成3 0年版) ※ 末工事に保険用する機材が変数に最好である。またにこれらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする。体だし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の未延を受けるものとする。 ※ 本工事に保険用する材料のが上よる健康への影響に影成する。 ※ 使用する材料のが上ようでは、信角者経験のシックハウスマニュアル」に留意し、探奏性有機化合物の放散による健康への影響に影成する。 ※ 使用する材料のかしたアトビ 仕様は、日本業業機体及び日本農林規格のドウネタや規格品、壁袋材料協会 規格部合品または同時品。化学物質等製品を全データシート等にホルマリン不使用が明示されたものとする。本工事者事に機能材料の定理し、監督職員の表材を受ける。 また、設備機材は、設計設蓄に定める品質及び性能を有することの思明資料又は外部機関等が発行する資料等の多いを監管機員に提出して、光質を受ける、成れ、標本は特書に変とれるを利用、試験成務を要を含む。 本工事は、公共職業安定所の紹介する者の雇い入れに努めること。 | 32. 山窗め 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用品の清掃 ③ 火気の使用 37. 至内空気中の化学物質 の温度測定 38. 施工房去 39. アスペスト ④ あと施エアンカー 41. 既設インサート 及びアンカーボルト 42. 宮城県庁の緑星利用 促進について ④ 施工条件 44. 三相誘導電動機 佐 1. 工事用電力、水、その相 設 エ エ ** 2. 養生 | トロラタム系的会テープ及びプラスチックテープによる防食処理を行う。 (建設監管は原則として、防食処理不要の管化する。) (対取り間にその影所の上版に見合った勾配を保って照所できる場合を除き、照所の深さが1.5mを超える場合には、山曜のを行うものとする。 | # 生 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器 製料配水栓 5. 自動水栓 6. 温水洗・便器型火力 7. 大便器型火力 7. 大便器型火力 7. 大便器型火力 1. 量水器 2. 量水器 3. 配管材料 3. 配管材料 数 4. 不凍水栓柱 5. 弁 類 6. 給水栓 # 7. 埋設深さ | ・ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 (不達結節水弁付) ※ | 表 1 元成素類 本工事致了 名 称 | (3)公道 (ガス供給事業者の)責任施工とする。 供給事業者名 ()) 記してガス供給事業者の責任施工とする。 供給事業者名 ()) 記してガス供給事業者の責任施工とする。 供給事業者名 ()) 記しておる供給 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日 |
| (国土交通者大臣官房所営籍経動作 平成3 0年版) ※ 末工事に「採用する機材等は、設計報書が選手するもの。またはこれらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の未辞を受けるものとする。 ※ 末工事に「採用する材料の変更な(活用にご称っては、「無 有能態のシックハウスマニュアル」に留意し、探奏性有機化合物の放散による健康への影響に影響もある。 ※ 使用する材料のかして、「生産・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・ | 32. 山窗め 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用品の清掃 ③ 火気の使用 37. 至内空気中の化学物質 の温度測定 38. 施工房去 39. アスペスト ④ あと施エアンカー 41. 既設インサート 及びアンカーボルト 42. 宮城県庁の緑星利用 促進について ④ 施工条件 44. 三相誘導電動機 佐 1. 工事用電力、水、その相 設 エ エ ** 2. 養生 | トロラタム系的食子一及びブラスチックテープによる防食処理を行う。 (建設監管は原則として、防食処理不要の管柱ときる。) の取割にその影所の上類に見合った勾配を保って照所できる場合を除き、照用の深さが1.5mを超える場合には、山間のを行うものとする。 即二年発生大臣官房官門書籍を懸移の建築工事標準仕様書 2 2 章 (舗装工事)による。 即面に特記なを場合は、素 「工事区分表」による。 再使用する機器模は現場内で可能な法剤による水洗等の清掃を行う。 建物での火気の使用は原制として行わない、 室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルペンゼン、ステレンの遺度を測定し、監督機員に報告すること。 測定はバッシブ監接取機能により行う。 別定対象を () 規定制度()) 明本を開催 ()) 第本と加工アンカー ※接着系アンカー () () () () () () () () () (| # 生 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器 製料配水栓 5. 自動水栓 6. 温水洗・便器型火力 7. 大便器型火力 7. 大便器型火力 7. 大便器型火力 1. 量水器 2. 量水器 3. 配管材料 3. 配管材料 数 4. 不凍水栓柱 5. 弁 類 6. 給水栓 # 7. 埋設深さ | ・ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 (不達結節水弁付) ※ 手法なし ・ | 表 1 「完成書類」 本工事終了 名 特 1 完成課書 (((((((((((((((((((| (3) 公道 (ガス供給事業者の)責任施工とする。 供給事業者名 ()) 記してガス供給事業者の責任施工とする。 供給事業者名 ()) 記しておりに関する。 |
| (国土交通者大臣官房所営籍経動器 平成3 0年版) ※ 末工事に平成門する機材製造 設計報書が選択するもの。またはこれらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の未託を受けるものとする。 ※ 末工事に平成門する機材製造の企業である。 ※ 大工事に形の自動をは、経営職員の未託を受けるものとする。 ※ 大工事に形の自動をは、経営職員の未託を受けるものとする。 ※ 使用する材料のかしなアトビト性様は、日本素業機体及び日本農林規格のドウネタキ規格品。登録材料協会 規格部合品または同等品。化学物質等最近を企業データシート等にホルマリン不使用が明示されたものとする。 末工事者事前に工事目的物及び工事材料等を、未工事完了後引減し期日まで、火災保険及びその他の保険に付し、等しを監督職員に提出して、実施を受ける。 | 32. 山窗め 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用品の清掃 ③ 火気の使用 37. 至内空気中の化学物質 の温度測定 38. 施工房去 39. アスペスト ④ あと施エアンカー 41. 既設インサート 及びアンカーボルト 42. 宮城県庁の緑星利用 促進について ④ 施工条件 44. 三相誘導電動機 佐 1. 工事用電力、水、その相 設 エ エ ** 2. 養生 | トロラタム系的食子一及びブラスチックテープによる防食処理を行う。 (建設配管は原則として、防食処理不要の管化する。) の出版には、山雷のを行うものとする。 | 新生 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器與何潔水栓 5. 自動水栓 6. 温水洗浄便産加熱方式 7. 大便器耐火カバー 1. 量水器 2. 量水器桝 3. 配管材料 給 本本 本 本を材料 本 本 本 本 本 表 を が水栓 大 (基) | ・ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 (不達結節水弁付) ※ 手法なし ・ | 表 1 元成素類 本工事致了 名 称 | (3) 公道 (ガス供給事業者の)責任施工とする。 供給事業者名 ()) 配管工事は、原則としてガス供給事業者の責任施工とする。 供給事業者名 ()) 原本 () () () () () () () () () (|
| (個土交通を大臣官房庁書籍総数等 平成30年級) (個土交通を大臣官房庁書籍総数等 平成30年級) (個土交通を大臣官房庁書籍総数等 平成30年級) (個本の企成とする場合は、監管職員の承服を受けるものとする。 (本工事に関する材料のは、監管職員の承服を受けるものとする。 (本工事の企業を受ける場合は、監管職員の承服と受けるものとする。 (本工事の企業を受けるの必要には、「無有数数のシッツハウスマニュアル」に留意し、接発性機能の自動を対したる。 (本工事の事態を受ける場合は、監管職員の必要にな話を受ける。 (本工事の事態に理じるので、監定を受ける。なお、無なに動から、変し、監管職員に選出して、表述を受ける。 (本工事の事態に工事自動物及び工事材料等を、本工事完了後別違し期目まで、火災保険及びその他の保険に付し、 (本工事の事態に受ける)、工事の総合的工業とおりた総合施工計画書を作成し、監管職員に提出する。 (本工事の差手能元立ち、工事の総合的工業とおりた総合施工計画書を作成し、監管職員に提出する。 (本工事の差手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監管職員の承諾を受ける。 (本工事の差手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監管職員に提出する。 (本工事の選手に先立ち、工事の総合的計画をまとめた総合施工計画等を作成し、監管職員に提出する。 (本工事の選手に先立ち、工事の総合の公共の選手を受ける。 (など、無対の施工に先立ち、工事が総合を受ける。 (など、無対の施工に先立ち、工事が総合を受ける。 (など、無対の企業を受ける。 (など、実践を受けるのなど、表述を受ける。 (など、実践を受けるのなり担とする。 (本工事においた場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、別に指示する「事故報告書」を指示する (本工事に下記の当該職権別技能する。 (本工事で設置 料理を受ける場合の公共の法を受ける。) (本工事で設置 料理を受ける場合の、(文格数の等しを提出する) (本工事に必要な工事用電力、水、及び継手経等の費用はするが、1、単定を定し、第二件を定し、担当する。 (表述の場合) (表述の場合) (本工事に必要な工事用電力、水、及び継手経等の費用はするで引達まで受ける。) (表述の場合) (本工事で設置) (表述の場合) (表述の場合) (本工事で設置) (表述の場合) (本工事で設置) (本工事で必要なななない。 (表述を行っななない。 (表述を行っなない。) (本工事で設置) (本工事で設置) (本工事で必要ななない。 (表述を行っなない。 (表述を行っなない。) (本述を対するない。 (表述を行っなない。 (表述を行っなない。) (本述を記するない。 (表述を行っなない。) (本述を記するない。 (表述を行っなない。) (本述を記するない。 (表述を行っなない。) (本述を行っない。 (表述を行っなない。) (本述を記するない。 (表述を行っなない。) (本述を記するない。 (表述を行っなない。) (本述を行っない。 (表述を行っなない。) (本述を記するない。 (表述を行っなない。) (本述を記するない。 (表述を行っなない。) (本述を行っない、 (表述を行っなない。) (本述を記するない。 (表述を行っない。) (本述を行っない、 (表述を行っなない。) (本述を行っない、 (表述を行っないい。) (本述を行っないい、 (表述を行っないい、 (表述を行っないいい、 (表述を行っないいいい、 (表述を行っないいいい、 (表述を行っないいいいいいいいいいいいいいいいいいに対するないいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい | 32. 山窗め 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用品の清掃 ③ 火気の使用 37. 至内空気中の化学物質 の温度測定 38. 施工房去 39. アスペスト ④ あと施エアンカー 41. 既設インサート 及びアンカーボルト 42. 宮城県庁の緑星利用 促進について ④ 施工条件 44. 三相誘導電動機 佐 1. 工事用電力、水、その相 設 エ エ ** 2. 養生 | トロラタム系的食子一及びブラスチックテープによる防食処理を行う。 (建設監管は原則として、防食処理不要の管柱ときる。) の取割にその影所の上類に見合った勾配を保って照所できる場合を除き、照用の深さが1.5mを超える場合には、山間のを行うものとする。 即二年発生大臣官房官門書籍を懸移の建築工事標準仕様書 2 2 章 (舗装工事)による。 即面に特記なを場合は、素 「工事区分表」による。 再使用する機器模は現場内で可能な法剤による水洗等の清掃を行う。 建物での火気の使用は原制として行わない、 室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルペンゼン、ステレンの遺度を測定し、監督機員に報告すること。 測定はバッシブ監接取機能により行う。 別定対象を () 規定制度()) 明本を開催 ()) 第本と加工アンカー ※接着系アンカー () () () () () () () () () (| # 生 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器 製料 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 | ・ 法浄タンク方式 ・ | 表 1 元成素類 本工事致了 名 称 | (3) 公道 (ガス供給事業者の)責任施工とする。 供給事業者名 ()) 記事 |
| (個土文基本大臣官房州宮橋総数修 平成30年級) ※ 木工事に使用する機料等は、監管機関の承託を受けるもの。またはこれらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監管機関の承託を受けるものとする。 ※ 木工事に関係する科料のは、監管機関の承託を受けるものとする。 ※ 使用する名物の放放による個単への影響に配慮する。 ※ 使用する名物の放放による個単への影響に配慮する。 ※ 使用する名物の放放による個単への影響に配慮する。 ※ 使用する名物の放放による個単への影響に配慮する。 ※ 使用する名物の放放による個単への影響に配慮する。 ※ 使用する名物の放放による個単への影響に配慮する。 ※ 使用する場所の成分による個単への影響に配慮する。 ※ 使用する名物の放放による個単への影響に配慮する。 ※ 使用する場所の成分による個単への影響を受ける。 ※ 大工事を対象に可能の表現を受ける。なお、無理を受ける。なお、無理を持ち、成型の影響を受ける。 ※ 上事第手側に工事目的物及び工事材料等を、本工事完了後別違し期日まで、火災保険及びその他の保険に付し、 等しを監管職員に提出する。 本工事の施工に先立ち、工事の総合的計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監管機員に提出する。 工事の施工に先立ち、工事の総合的計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監管機員に提出する。 、 また、県が製造する「公共事業環境マネジメントシステム」の対象工事においては、環境配慮計画(実施)書を作成し、監管機長に提出する。 、 また、県が製造する「公共事業環境マネジメントシステム」の対象工事においては、環境配慮計画(実施)書を作成し、監管機長組計を受け、会様手続きを行い、工事カルテの受信証を監管機員に提出する。 ② 手様 エ事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を返滞なく行う。 なお、総本中に事故が免生した場合には、直ちに監管機員の確認を受け、登録等長きを行い、工事カルテの受信証を監管機員 (このとし、別を主とい場合には、運ちに監管機関への必要な届出手続等を返滞なく行う。 なお、総本中に事故が免生した場合には、重ちに監管機関への必要な届出手続等を返滞なく行う。 なお、総本の適用 ・ 定し、定し、定し、定し、定し、関係を登録するとともに、別に指示する「事故報告書」を指示する 用ませて監修機具は関連は表現し、「ままり会には、「ままり場合には、「実まりまとは他の機関への必要な原理となる(資格を主に、関連を受けるものとし、「発生すりまとは他の機関を受けるとともに、別に指示する「事故報告」(第二十年を設置・物理を受けるとともに、別に対しるとが、できる ② できない ・ 類外報節 ※ 設けない ・ 設ける (| 32. 山留め 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用品の清掃 ③ 火気の使用 37. 室内空東中の化学物質 の温度測定 38. 施工頂査 39. アスペスト ④ あと施工アンカー 41. 裁談インサート 及びアンカーボルト 42. 宮城県特/が製品利用 使選について ④ 施工条件 44. 三相誘導電動機 仮 1. 工事用電力、水、その他 設 工 事 2. 養生 | トロラタム系的会テープ及びプラスチックテープによる防食処理を行う。 (建設配管は原則として、防食処理不要の管化する。) の 1 切取り無にその影所の上類に見合った勾配を保って照所できる場合を除き、照用の深さが1.5 mを超える場合には、山雷のを行うものとする。 図面に特配なを場合は、素 「工事区分表」による。 図面に特配なを場合は、素 「工事区分表」による。 同使用する機器質は現場内で可能な洗剤による水洗等の清掃を行う。 建物内での火気の使用は原形として行わない、 室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督職員に制合すること。 第2はパッシブ型採取機器により行う。 別定部所数 () 別定額所数 () 別定数析表の使用 ※ 不可 可 関数結本性の使用 ※ 不可 可 関数的数析表の使用 ※ 不可 可 関数的数据 ()) 24 (129年) (20 (1948) (20 (1944) (20 (1954) 2 (4 (1954) 2 (4 (1954) 2 (5 (1944) 5 (5 (194 | # 生 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器 製料電水栓 5. 自動水栓 6. 温水洗浄便産加熱方式 7. 大便器耐火力 7. 大便器耐火力 3. 配管材料 3. 配管材料 3. 配管材料 4. 不 凍水栓柱 5. 弁 類 6. 給水栓 7. 埋設深さ 8. 保 温 9. 埋設弁照開用ハンドル 10. 水道加 9. 埋 11. 太テンレス管の検合 11. 太テンレス管の検合 | ・ 法浄タンク方式 ・ 法浄弁方式 (不津結節水弁付) ・ | 表 1 元成素類 本工事致了 名 称 | (3)公道 (ガス供給事業者の)責任施工とする。 供給事業者名 ()) 記載 |
| (個土交互条大監管房庁書籍総数等 平成30年級) ※ 木工事に提供する機料等は、整管機関の承諾を受けるもの。またはこれらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、整管機関の承諾を受けるものとする。 ※ 木工事に関係関する材料のは、整管機関の承諾を受けるものとする。 ※ 使用する材料のは、整管機関の承諾を受けるものとする。 ※ 使用する材料の小人スアービトビ柱は、日本産業競換及び日本農林規格のFか々かか規格品、壁装材料協会 規格面合品または同場品、化学物質等製度な全データシート等にホルマリン不使用が明示されたものとする。 本工事の場所が関係が表現が表現が表現を受ける。また、登機機材は、設計回書に受ける。また、登機機材は、設計回書に受ける。また、登機機材は、設計回書に受ける事故を有することの証明資料又は対参格機関等が発行する資料等ののもと整管機具に提出のこと。 ② 雇用 本工事は、公共職業変定所の紹介する者の雇い入れに努めること。 ② 施工計画書および 施工開等 (CORINS) また、県が設施する係者および、近年機構を受ける。また、県が設施するを含む、大工事業環境であらまたの作品、試験は提出する。 エ事の配差に圧立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、整管機員に提出する。 エ事の記述に生立ち、工事が認定するが最およびに表現で調査を作成し、整管機員に提出する。 また、県が設施する(公共業業環境でよびよりた総合施工計画書を作成し、整管機員に提出する。 また、県が設施する(公共業業環境でよびよびよびも総合施工計画書を作成し、整管機員に提出する。 また、県が設施する(公共業業環境を会員する。 ・ 対域を関係していて、実施機能を登録する。 ・ 対域を関係していて、現域を設定を受ける。 また、県が設施するにより、関係官公署その他の関係機関への必要な協出手続等を選帯なく行う。 なお、当該手続きに係わる費用は、受注者の負担とする。 | 32. 山留め 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用品の清掃 ③ 火気の使用 37. 室内空気測定 38. 施工調査 39. アスペスト ④ あと施エアンカー 41. 既設インサート 及びアンカーボルト 42. 宮城県がけら城品利用 促進について ④ 施工条件 44. 三相誘導電動機 仮 1. 工事用電力、水、その危数 エ 2. 業生 ② 設計温温度 空 気 3. 煙 突 和 2. ばい煙濃度計 | トロラタム系的会テープ及びプラスチックテープによる防食処理を行う。 (建設配管は原則として、防食処理不要の管化さき。) の以間にその影所の上質に見合った幻胞を保って照例できる場合を除き、照例の深さが1.5mを超える場合には、山間のを行うものとする。 国土交通者大臣官房官庁宮積部監修の追禁工事標準化体書 2 2 章 (舗装工事)による。 国出て通者大臣官房官庁宮積部監修の追禁工事標準化体書 2 2 章 (舗装工事)による。 国出て通者大臣官房官庁宮積部監修の追禁工事構理化体書 2 2 章 (舗装工事)による。 国由に特配なを場合による大法等の清掃を行う。 建物のでの火気の使用は原形として行わない、空内空気中の水ルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの遺皮を測定し、監督職員に報告すること、測定がパンプを採取機器により行う。 別定施所数 () , 別定施所数 () , 別定施所数 () , 別定施業 () , 別定施所数 () , 別定施所数 () , 別定施所数 () , 別定施所数 () , 別定施工賃目 () , 別定施所数 () , 別定施所数 () , 別定本項目 () , 別定施所数 () , 別定在項目 () , 別表を適用 (,) , 別表を担ていては、労働安全衛生法 (石線除電予助規則)・廃棄物処理法等に別り処理を行うこと。 アスベストについては、労働安全衛生法 (石線除電予助規則)・廃棄物処理法等に別り処理を行うこと。 アスベスト使用状況 () , 対金施工厂 | # 生 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器 與何配水栓 5. 自動水栓 6. 温水洗・便産加熱方式 7. 大便器耐火か 7. 大便器耐火か 4. 不凍水栓柱 5. 弁 類 2. 量水器 4. 不凍水栓柱 5. 弁 類 20. 埋設深さ 8. 保 温 9. 埋設弁削関用ハンドル 10. 水道加入金幣 11. 太テンレス管の接合 方法 | ・ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 (不実結節水弁付) ※ 手法なし ・ | 表 1 元成素類 本工事致了 名 称 | (3) 公道 (ガス供給事業者の)責任施工とする。 供給事業者名 ()) 記事 |
| (国上交通本人在原用庁海精修整修 平成30年版) ※ 本工事に使用する報料等は、契定機の未用を受けるもの。またはこれらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、整管機の不用を受けるものとする。 ※ 本工事に受ける対象の支援を受けるものとする。 ※ 本工事に受ける対象の支援を受けるものとする。 ※ 表工事に受ける対象の支援を受けるものとする。 ※ 表工事に受ける対象の支援を受けるものとする。 ※ 表工事に受ける対象の支援を受ける。 ② 機材の品質・性能証明 ② 機材の品質・性能証明 ② 機材の品質・性能証明 ② 機材の品質・性能証明 ② 機材の品質・性能証明 ② 機力の品質・性能証明 ② 機力の品質・性能証明 ② 機力の品質・性能証明 ② 機力の品質・性能証明 ② 接続 ② 工事等・新に需要解の思想はし、実施を受ける。なお、機力性体表に保定される受性側、試験成績表等を含む。 本工事等・新に工事目的物及び工事材料等を、本工事を了検別達し期日まで、火災保険及びその他の保険に付し、 ③ 施工計画書および ※ 工事は、公共職業安定所の紹介する者の産い入れに努めること。 工事の選手に交立ち、工事が施工を対象を受ける。なお、機力性体表に保定される姿性側、変性機関に提出する。 本工事は、公共職業安定所の紹介する者の産い入れに努めること。 工事の選手に交立ち、工事が施工を発音さいたが重に関するを検定し、整體観具に提出する。 ② 手続 ② 主事技術情報の登録 (〇 工事実技術情報の登録 「〇 (〇 下来) は | 32. 山留め 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用品の清掃 ③ 火気の使用 37. 至内空東和中の化学物質 の高度変測定 38. 施工研査 39. アスペスト ④ あと施工アンカー 41. 既設ケンウーボルト 42. 宮城県庁けが製品利用 促進について ④ 施工条件 44. 三相誘導率動機 仮 1. 工事用電力、水、その作 設 エ エ ・ 変 気 調 3. 煙 実 | トロラタム系的会テープ及びプラスチックテープによる防食処理を行う。 (建設配管は原則として、防食処理不要の管化する。) の 1 切取り無にその影所の上類に見合った勾配を保って照所できる場合を除き、照用の深さが1.5 mを超える場合には、山雷のを行うものとする。 図面に特配なを場合は、素 「工事区分表」による。 図面に特配なを場合は、素 「工事区分表」による。 同使用する機器質は現場内で可能な洗剤による水洗等の清掃を行う。 建物内での火気の使用は原形として行わない、 室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督職員に制合すること。 第2はパッシブ型採取機器により行う。 別定部所数 () 別定額所数 () 別定数析表の使用 ※ 不可 可 関数結本性の使用 ※ 不可 可 関数的数析表の使用 ※ 不可 可 関数的数据 ()) 24 (129年) (20 (1948) (20 (1944) (20 (1954) 2 (4 (1954) 2 (4 (1954) 2 (5 (1944) 5 (5 (194 | # 生 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器 與何配水栓 5. 自動水栓 7. 大便器耐火力式 6. 能水栓 5. 弁 類 設 6. 給水栓 7. 埋設深さ 8. 保 温 9. 埋設弁照開用ハンドル 10. 水道加入金幣 11. 太テンレス管の接合 方法 12. その他 | ・ 法浄タンク方式 ・ 法浄弁方式 (不津結節水弁付) ・ | 表 1 元成素類 本工事致了 名 称 | (3) 公道 (ガス供給事業者の)責任施工とする。 供給事業者名 ()) 記載 |
| (国上交通本大臣を同行連絡を終す、見なるの年級) ※ 本工事に任命と対象に、監管機内の未用を受けるもの。またはこれらと同等のものとする。ただし、これらと 同等のものとする場合は、監管機内の未用を受けるものとする。 ※ 本工事に必要を対象をある。 ときないのと思いと思する。 ※ 本工事に必要を対象をある。 ときないのと思いと思する。 ※ 技術の品質・性節証明 ② 機材の品質・性節証明 ② 機 接 ② 上本事者を削して事的物及びエキ材料等を、本工事を了後引達し知明またものとする。 また、競技機能が良いてませ対等を、本工事を了後引達して、対象に関すなどれる影響に関、試験は成場等を含む。 また、最大規則に関土のこと ② 施工計画書および 施工回等 工事の選手に本点が助激なびエキ材料等を、本工事を了後引達し利用まで、火災保険及びその他の保険に付し、 等しを質問集り提出のこと。 工事の選手に本点が、工事と関係書きまとめた股合施工計画書を作成し、整體機具に提出する。 また、無外素を持ちるシェルが正常を持まり、整性機具の表話を受ける。 また、無外素を持ちるといりました。例は、まま、無外素を持ちるといりました。例は、は数性機能を受ける。 ※ 工事の選手によった。工事の総合的な計画をきまめたり、の対象エ本においては、環境を設計している。 ※ 監督機具に提出する。 ② 子核 ② 手核 ② 手様 「単数のこと 」 は数性のこと 「工事の解析・などの表が出ましましましましましましましましましましましましましましましましましましまし | 32. 山留め 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用品の清掃 ③ 火気の使用 37. 至内空気和での心学物質 の高度期定 38. 施工班査 39. アスペスト ④ あと施エアンカー 41. 既設インサート 及びアンカーボルト 42. 宮城県庁けか製品利用 使選組について ④ 施工条件 44. 三相誘導電動機 仮 1. 工事用電力、水、その性 設 エ ま 2. 要生 ① 設計温温度 空 気 調 2. ばい煙温度計 4. 煙 選 た 5. ダクトの区分 | トロラシム系的会テープ及びプラスチックケープによる防食処理を行う。 (建設配管は原則として、防食処理不要の管化する。) の以間にその影所の上質に見合った幻陀を保って照所できる場合を除き、照用の深さが1.5mを超える場合には、山曜のを行うものとする。 図正文者が大臣寛育で苦糖的監修の建築工事構取仕样書 2 2 章 (請袋工事)による。 図面に特記なを場合は、表「工事区分表」による。 消使用する機器類は現場内で可能な洗剤による水洗等の清掃を行う。 建物での火気の使用は原則として行わない。 室内室気中の水ルルアルデト、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの速度を測定し、監督職員に 報告すること。測定はパッシブ型接取機器により行う。 別定制象を 1、別定制所数() 別定制所数() 財産和国() 別差を消息(, 少期を指していては、労働安全衛生法(石棉障害予防規則)・廃棄物処理法等に則り処理を行うこと。アスベスト使用状況() 別金属拡張系アンカー (後着利は有機系とする) ②金属拡張系アンカー (後着利は有機系とする) ②金属拡張系アンカー (後着利は有機系とする) ②金属拡張系アンカー (後着利は有機系とする) ((2) 試験等 性能確認試験 ※行わない ・ (党用場所・) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | # 生 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器 與何配水栓 5. 自動水栓 6. 温水洗・便産加熱方式 7. 大便器耐火か 7. 大便器耐火か 4. 不凍水栓柱 5. 弁 類 2. 量水器 4. 不凍水栓柱 5. 弁 類 20. 埋設深さ 8. 保 温 9. 埋設弁削関用ハンドル 10. 水道加入金幣 11. 太テンレス管の接合 方法 | ・ 洗浄タンク方式 | 表 1 「完成書類」 本工事終了 名 称 1 完成図書 (() 2 完成図書 (() 4 完成図書 (() 4 完成図 () 5 完成図書 (() 6 () 7 () 7 () 8 () 8 () 9 () 9 () 9 () 9 () 9 () 9 () 9 () 9 | (3) 公道 (ガス供給事業者の)責任施工とする。 供給事業者名 ()) 配管工事は、原則としてガス供給事業者の責任施工とする。 供給事業者名 ()) 原文 成 書 類 |
| (国上交通本人位を向けた場所は、設定機能の実施をサイえらもの。またにこれらと同等のものとする。ただし、これらと 同時のものとする場合は、監管機能の実施を受けるものとする。 ※ 本工事に受ける材料の必要と以北江に指わっては、原典指数のシックハウスマニュアル」に簡重し、揮発 技術機に含物の放配による音楽への影響に起声する。 ※ 大工事に受けた。名音楽への影響に起声する。 ※ 大工事に受けた。 | 32. 山窗の 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用品の清掃 ③ 火気の使用 37. 至内空気中の化学物質 の温度測定 38. 施工評去 39. アスペスト ④ あと施エアンカー 41. 既設インサート 及びアンカーボルト 42. 宮城県庁(か緑品利用 促進について ④ 諸工祭件 44. 三相誘導電動機 位 1. 工事用電力、水、その相 設 工 事 2. 養生 ⑥ 設計温湿度 空 気 3. 煙 突 和 2. ばい煙濃度計 ・ 4. 煙 道 冷 5. ダクトの区分 6. 長力影ダクトの工法 6. 長力影ダクトの工法 | トロラシム系的会テープ及びプラスチックケープによる防食処理を行う。 (建設配管は原則として、防食処理不要の管化する。) の 1 切取り間にその影所の上間に見合った勾配を保って照所できる場合を除き、照用の深さが1. 5 mを超える場合には、山曜のを行うものとする。 図面に特記なを場合は、表「工事区分表」による。 関面に特記なを場合は、表「工事区分表」による。 再使用する機器競は環場内で耐なな時間による水洗等の清掃を行う。 建物所での火気の使用は原則として行わない。 室内空気中の水ルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監管職員に制合すると。 測定はバッシブ型探数機器により行う。 | # 生 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器 與何配水栓 5. 自動水栓 7. 大便器耐火力式 6. 能水栓 5. 弁 類 2. 量水器柱 5. 弁 類 2. 量、 6. 能水栓 7. 埋設深さ 8. 保 温 9. 埋設弁削関用ハンドル 10. 水道加入金属 11. 太テンレス管の接合 方法 12. その他 | ・ 洗浄タンク方式 | 表 1 「完成書類」 本工事終了 名 称 1 完成図書 ((() 2 完成図書 (()) 4 完成図書 (()) 4 完成図書 (()) 5 完成図書 (()) 6 完成図書 (()) 7 完成図書 | (3) 公道 (ガス供給事業者の)責任施工とする。 供給事業者名 ()) 配管工事は、原則としてガス供給事業者の責任施工とする。 供給事業者名 ()) 原文 成 書 類 |
| (個上交通本)を宣和庁を維持地域と対しております。 本工事に石田の中の地域と対している。 田原のものとする。ただし、これらと 関係のものとする。ただし、これらと 関係のものとする。ただし、これらと 関係のものとする。ただし、これらと 関係のものとする。 本工事に西田では | 32. 山窗の 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用との消揚 ③ 火気の使用 37. 至内空気中の化学物質 の温度測定 38. 施工班差 39. アスペスト ④ あと施エアンカー 41. 既設インサート 及びアンカーボルト 42. 監機別がり製品利用 促進について ④ 加工条件 44. 三相誘導電動機 位 1. 工事用電力、水、その性 設工 事 2. 養生 ① 設計温湿度 空 気 33. 煙 突 気 31. 煙 運 5. ダクトの区分 6. 長方影ダクトの工法 7. 風量測定口 | トロラタム系的会テープ及びプラスキックテープによる防食処理を行う。 (建設配管は原則として、防食処理不要の管化する。) 切取り間にその影所の上類に見合った勾配を保って護所できる場合を除き、無用の深さが1.5mを超える場合には、山間のを行うものとする。 固土交通を大臣官房自門を経験医療の建築工事標準化样書 2 2章 (舗装工事)による。 関面に特配なを場合は、表「工事区分表」による。 再使用する機器関は環境内で可能な法例による水洗等の清掃を行う。 建物内での火気の使用は原則として行わない、 室内変集中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルペンゼン、スチレンの遺度を測定し、監督機員に制合すること。 測定はパシジプ型接収器により行う。 別定対象室 ()、測定箇所後 ()) 、下足によるほか、改修標準化样書第1編1、5・1及び1、5・2による。 ・施工計画調整 ・事前調査 () 別表定面() 別表を面() 別表を面() 別表を面() 別表を面() 別表を面() のの金額は発展アンカー (接着別は有機系とする) (2) 試験等 性機能設試験 ※行わない ・行う (※本体打込み式) (2) 試験等 性機能設試験 ※行わない ・行う (※本体打込み式) (2) 試験等 性機能設試験 ※行わない ・行う 成別インサート及びアンカーボルトを ※使用しない ・使用する ・ 認定品利用別算工事として次の認定製品を使用すること。 (使用製品を:) 別表の配工条件明示書による。 第エネ法の特定機器の対象となる機器はJIS C 4034-30:2011のIE3 (プレミアム効率) に相当する機器を導入すること。 別系の配工条件明示書による。 第エネ法の特定機器の対象となる機器はJIS C 4034-30:2011のIE3 (プレミアム効率) に相当する機器を導入すること。 | # 生 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器 與何配水栓 5. 自動水栓 7. 大便器耐火力式 6. 能水栓 5. 弁 類 2. 量水器柱 5. 弁 類 2. 量、 6. 能水栓 7. 埋設深さ 8. 保 温 9. 埋設弁削関用ハンドル 10. 水道加入金属 11. 太テンレス管の接合 方法 12. その他 | ・ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 (不津結節水弁付) ※ 手法なし ・ 予法付 園屋でま式 (第水でま式) とする。 ※ 電源供給方式 (※ 水で100V) ・ 教電池 ・ 自己給電 ・ 申離式 | 表 1 「完成書類」 本工事終了 名 称 1 完成図書 ((() 2 完成図書 (()) 4 完成図書 (()) 4 完成図書 (()) 5 完成図書 (()) 6 完成図書 (()) 7 完成図書 | (3) 公道 (ガス供給事業者の)責任施工とする。 供給事業者名 ()) 歴史工品の書類を提出すること。 |
| (個上交通水下医習前产機制等性、整性原型、浸食するもの。非たにれると同等のものとする。ただし、これもと同等のものとする場合は、整性機関・受験である。非なにれると同等のものとする。ただし、これもと同等のものとする場合は、整性機関・受験である。非常性の地震を対している。 ※ 本工事に関係では特別の差別とは、こまで、1 個別を関係を受けるものとする。 ※ 本工事に関係を持めの差別とは、こまで、1 個別を関係を受ける。 | 32. 山窗の 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用品の清掃 ③ 火気の使用 37. 至内空気中の化学物質 の温度測定 38. 施工評去 39. アスペスト ④ あと施エアンカー 41. 既設インサート 及びアンカーボルト 42. 宮城県庁(か緑品利用 促進について ④ 諸工祭件 44. 三相誘導電動機 位 1. 工事用電力、水、その相 設 工 事 2. 養生 ⑥ 設計温湿度 空 気 3. 煙 突 和 2. ばい煙濃度計 ・ 4. 煙 道 冷 5. ダクトの区分 6. 長力影ダクトの工法 6. 長力影ダクトの工法 | トロラシム系的会テープ及びプラスチックケープによる防食処理を行う。 (建設配管は原則として、防食処理不要の管化する。) の 1 切取り間にその影所の上間に見合った勾配を保って照所できる場合を除き、照用の深さが1. 5 mを超える場合には、山曜のを行うものとする。 図面に特記なを場合は、表「工事区分表」による。 関面に特記なを場合は、表「工事区分表」による。 再使用する機器競は環場内で耐なな時間による水洗等の清掃を行う。 建物所での火気の使用は原則として行わない。 室内空気中の水ルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監管職員に制合すると。 測定はバッシブ型探数機器により行う。 | # 生 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器 與何配水栓 5. 自動水栓 7. 大便器耐火力式 6. 能水栓 5. 弁 類 2. 量水器柱 5. 弁 類 2. 量、 6. 能水栓 7. 埋設深さ 8. 保 温 9. 埋設弁削関用ハンドル 10. 水道加入金属 11. 太テンレス管の接合 方法 12. その他 | ・ 洗浄タンク方式 | 表 1 「完成業績」 本工事終了 名 称 1 完成調書 (((())) 2 完成図書 ((())) 4 完成図書 ((())) 4 完成図書 ((())) 5 機器光成型の (()) 6 機器光成型の (()) 7 機器大成型の (()) 7 機器大成 | (3) 公道 (ガス供給事業者の)責任施工とする。 供給事業者名 ()) 配管工事は、原則としてガス供給事業者の責任施工とする。 供給事業者名 ()) 原本 成 書 類 |
| (個上交番大臣官間庁を締結節巻 平成30年間) ※ 本工事に何かる機制等は、設計のもの。またはこれらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、整體機の表現を受けらものとする。 ※ 本工事に何事では利の進度と対してに当たっては、「信者財政のシックハウスマニュアル」に信意し、保発性機能の合めの設計による場所への影響に記述する。 (3) 機材の品質・性能証明 (5) 機材の品質・性能証明 (6) 機材の品質・性能証明 (7) 機材の品質・性能証明 (8) 機材の品質・性能証明 (8) 機材の品質・性能証明 (8) 機材の品質・性能証明 (9) 機材の品質・性能証明 (9) 機構の品質・性能証明 (9) 機関 (10) 機関 (10) 機関 (10) 機関 (10) 機関 (10) 機関 (10) 機関 (10) 単元 (10) 単 | 32. 山窗の 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用との消揚 ③ 火気の使用 37. 至内空気中の化学物質 の温度測定 38. 施工班差 39. アスペスト ④ あと施エアンカー 41. 既設インサート 及びアンカーボルト 42. 監機別がり製品利用 促進について ④ 加工条件 44. 三相誘導電動機 位 1. 工事用電力、水、その性 設工 事 2. 養生 ① 設計温湿度 空 気 33. 煙 突 気 31. 煙 運 5. ダクトの区分 6. 長方影ダクトの工法 7. 風量測定口 | トロラタム系的会テープ及びプラスチックテープによる防食処理を行う。 (建設配管は原則として、防食処理不要の管化される) の対面にその影所の工質に見合った心配を保って照所できる場合を除き、照用の深さが1.5mを超える場合には、山曜のを行うものとする。 国土交通者大臣官房官庁智能配置修の追禁工事標準化体着22章 (舗装工事)による。 図面に特犯なを場合は、表「工事区分表」による。 再使用する機器類は現場内で可能な洗剤による水洗等の清掃を行う。 建物のでの火気の使用は原形として行わない、 室内室気中の水ルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの遺皮を測定し、監督職員に 報告すること、測定はパンシブ型採取機器により行う。 測定対象室() 、測定施所数 () 、 下配によるほか、改修標準化体審第1編1.5.1及び1.5.2による。 - 海に計画器を | # 生 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器 與何配水栓 5. 自動水栓 7. 大便器耐火力式 6. 能水栓 5. 弁 類 2. 量水器柱 5. 弁 類 2. 量、 6. 能水栓 7. 埋設深さ 8. 保 温 9. 埋設弁削関用ハンドル 10. 水道加入金属 11. 太テンレス管の接合 方法 12. その他 | ・ 洗浄タンク方式 | 表 1 「完成業績」 本工事終了 名 称 1 完成調書 (((())) 2 完成図書 ((())) 4 完成図書 ((())) 4 完成図書 ((())) 5 機器光成型の (()) 6 機器光成型の (()) 7 機器大成型の (()) 7 機器大成 | (3) 公道 (ガス供給事業者の)責任施工とする。 供給事業者名 ()) 記憶工事は、原則としてガス供給事業者の責任施工とする。 供給事業者名 ()) () () () () () () () () |
| (個土之番も大臣官間庁養給整理・ 平成30年間) | 32. 山窗の 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用との消揚 ③ 火気の使用 37. 至内空気中の化学物質 の温度測定 38. 施工班差 39. アスペスト ④ あと施エアンカー 41. 既設インサート 及びアンカーボルト 42. 監機別がり製品利用 促進について ④ 加工条件 44. 三相誘導電動機 位 1. 工事用電力、水、その性 設工 事 2. 養生 ① 設計温湿度 空 気 33. 煙 突 気 31. 煙 運 5. ダクトの区分 6. 長方影ダクトの工法 7. 風量測定口 | トロラタム系的会テープ及びプラスキックテープによる防食処理を行う。 (建設配管は原則として、防食処理不要の管化する。) 切取り間にその影所の上類に見合った勾配を保って照所できる場合を除き、照用の深さが1. 5mを超える場合には、山雷のを行うものとする。 図面工体形なを場合は、表「工事区分表」による。 図面工体形なを場合は、表「工事区分表」による。 再使用する機器類は現場内で可能な洗剤による水洗等の清掃を行う。 建物内での火気の使用は原形として行わない。 室内室気中のボルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの遺度を測定し、監督職員に制定すると、測定はパッシブ型採取機器により行う。 ※加工計画設策 ・事制表 ・ | # 生 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器 與何配水栓 5. 自動水栓 7. 大便器耐火力式 6. 能水栓 5. 弁 類 2. 量水器柱 5. 弁 類 2. 量、 6. 能水栓 7. 埋設深さ 8. 保 温 9. 埋設弁削関用ハンドル 10. 水道加入金属 11. 太テンレス管の接合 方法 12. その他 | ・ 法浄タンク方式 ・ | 表 1 「完成業績」 本工事終了 名 称 1 完成調書 (((())) 2 完成図書 ((())) 4 完成図書 ((())) 4 完成図書 ((())) 5 機器光成型の (()) 6 機器光成型の (()) 7 機器大成型の (()) 7 機器大成 | (3) 公道 (ガス供給事業者の)責任施工とする。 供給事業者名 ()) 記憶工事は、原則としてガス供給事業者の責任施工とする。 供給事業者名 ()) () () () () () () () () |
| (国土文皇本大臣智所产品特別等 平成3 0 年級) (国土文皇本大臣智所产品特別等 平成3 0 年級) (国土文皇本大臣智所产品的影響 大阪の上でも (国際のののとでも (国際のの実际を (世界の実施を (国際のの実际を (国際のののとでも (国際ののののとでも (国際ののののとでも (国際のののとでも (国際のののとでも (国際のの実际を (国際の実际を (国際の事所を (国際の実际を (国際の実际を (国際の実际を (国際の実际を (国際の実际を (国際の実际を (国際の実际を (国際の事所を (国際の実际を (国際の実际を (国際の要所を (国際の実际を (国際の実际を (国際の実际を (国際の実际を (国際の要所を (国際)))))))))))))))))))))))))))))))))))) | 32. 山窗の 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用との消揚 ③ 火気の使用 37. 至内空気中の化学物質 の温度測定 38. 施工班差 39. アスペスト ④ あと施エアンカー 41. 既設インサート 及びアンカーボルト 42. 監機別がり製品利用 促進について ④ 加工条件 44. 三相誘導電動機 位 1. 工事用電力、水、その性 設工 事 2. 養生 ① 設計温湿度 空 気 33. 煙 突 気 31. 煙 運 5. ダクトの区分 6. 長方影ダクトの工法 7. 風量測定口 | トロラタム系的会テープ及びプラスキックケープによる防食処理を行う。 (建設配管は原則として、防食処理不要の管化さる。) 切取り無にその影所の工業に見合った勾配を保って照所できる場合を除き、照用の深さが1. 5mを超える場合には、山雪のを行うものとする。 固正大発者大臣官房官庁宮籍監督を関連文法という。 国出工発者大臣官房官庁宮籍監督を可建築工事権単化样書 2 2章 (議業工事)による。 関連に特記なを場合は、素 1 工事区分表: による。 再使用する機器競は環場トロで制な法制による水洗等の清掃を行う。 建物行での火気の使用は原則として行わない。 室内空気中の水ルルアルデト、トルエン、キシレン、エチルペンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督職員に制定すると。 測定はパッジ 型膜数機器により行う。 ・ 下足によるほか、改修標準仕様書第1 481. 5. 1 及び1. 5. 2による。 ・ 地工門開閉を | # 生 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器 與何配水栓 5. 自動水栓 7. 大便器耐火力式 6. 能水栓 5. 弁 類 2. 量水器柱 5. 弁 類 2. 量、 6. 能水栓 7. 埋設深さ 8. 保 温 9. 埋設弁削関用ハンドル 10. 水道加入金属 11. 太テンレス管の接合 方法 12. その他 | ・ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 (不建結節水弁付) ※ 毛茂なし | 表 1 「完成業績」 本工事終了 名 称 1 完成調書 (((())) 2 完成図書 ((())) 4 完成図書 ((())) 4 完成図書 ((())) 5 機器光成型の (()) 6 機器光成型の (()) 7 機器大成型の (()) 7 機器大成 | (3) 公道 (ガス供給事業者の)責任施工とする。 供給事業者名 ()) 配管工事は、原則としてガス供給事業者の責任施工とする。 供給事業者名 ()) 原本 成 書 類 |
| (図土文業本大臣智所产品格別等 平成30年間) (図土文業本大臣智所产品格別等 平成30年間) ※ 本工事に受用する場合は、監管機長の矛盾を受けるものとする。ただし、これもと 開場ののよう名場合は、監管機長の矛盾を受けるものとする。 ※ 本工事に受用する材料の加速及び加工に言いては、「保有限数のシックハウスマニュアル」に資金し、接条 情報でも対域のからかった。 ※ 信用する材料のからかった。 | 32. 山留の 33. 結禁工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用品の清掃 ② 火気内使用 37. 室内空気測定 38. 施工研査 39. アスペスト ④ あと施工アンカー 41. 既設インサートルト 42. 宮城県外付6城品利用 促進について ④ 施工条件 44. 三相誘導電動機 位 1. 工事用電力、水、その危数 エ 1. 工事用電力、水、その危数 エ 2. 東生 ④ 設計温温度 空 気 調 3. 煙 栗 窓 ばい煙濃度計 ・ 4. 煙 選 選 冷 5. 英ク方形がクトの工法 ア 5. 馬量素定口 8. チャンバ 暖 房 9. 防煙ダンパ | トロラシ系筋族会一一対北ブラスチックテープによる防査処理を行う。 (理数配管は原則として、防食処理不要の存化とする。 切取り無にその無所の土質に見合った勾配を保って鑑所できる場合を除き、緩削の漢さが1、5mを超える場合には、山間から下うの心とする。 国土交通者大臣官房官庁宮籍部監修の建築工事標準は标書 2 2 章 (舗装工事) による。 国土交通者大臣官房官庁宮籍部監修の建築工事標準は标書 2 2 章 (舗装工事) による。 国産日本の大阪の使用は原則として行わない。 室内室体中の水瓜の使用は原則として行わない。 室内室体中の水瓜の使用は原則として行わない。 室内室体中の水瓜の使用は原則として行わない。 室内室体中の水瓜の使用は原則として行わない。 室内室体中の水瓜の使用は原則として行わない。 第五世院会 (| # 生 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器 與何配水栓 5. 自動水栓 7. 大便器耐火力式 6. 能水栓 5. 弁 類 2. 量水器柱 5. 弁 類 2. 量、 6. 能水栓 7. 埋設深さ 8. 保 温 9. 埋設弁削関用ハンドル 10. 水道加入金属 11. 太テンレス管の接合 方法 12. その他 | ・ 洗浄タンク方式 | 表 1 「完成業績」 本工事終了 名 称 1 完成調書 (((())) 2 完成図書 ((())) 4 完成図書 ((())) 4 完成図書 ((())) 5 機器光成型の (()) 6 機器光成型の (()) 7 機器大成型の (()) 7 機器大成 | (3) 公道 (ガス供給事業者の)責任施工とする。 供給事業者名 ()) 配管工事は、原則としてガス供給事業者の責任施工とする。 供給事業者名 ()) 原本 成 書 類 |
| ② 園 村 専 (国土文章を大正管的戸宮籍的影響・共成30年間) またはこれらと同等のものとする。ただし、これらと 同等のものとする場合は、監督機能の学生を対したらしても、 | 32. 山留の 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 英校用品の清掃 32. 女気の使用 37. 室内空東湖定 38. 施工原査 39. アスペスト (④) あと施工アンカー 41. 裁談インサート 及びアンカーボルト 42. 宮城県特/が製品 利用 使選について (④) 施工条件 44. 三相誘導電動機 位 1. 工事用電力、水、その他 設 1. 工事用電力、強、その他 設 2. 機生 空 気 調 3. 煙 実 和 2. ばい煙濃度計 6. 長方あがクトの工法 7. 風量測定ロ 8. チャンパ 延 房 | トロラシ系筋防会で一方はブラスチックテープによる防食処理を行う。 (理数配管は原則として、防食処理不要の存化とする。 切取り無にその配所の土質に見合った勾配を保って服削できる場合を除き、照削の深さが1、5mを超える場合には、山間から行うのとする。 関土で連省大阪官房官庁宮梯部監修の建築工事標準仕様書 2 2 章 (舗装工事)による。 関土の連省大阪管房官庁宮梯部監修の建築工事標準仕様書 2 2 章 (舗装工事)による。 関連で連省大阪管房官庁宮梯部監修の建築工事標準仕様書 2 2 章 (舗装工事)による。 関連で連省大阪で開口に原則として行わない。 室内室体中の水ルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの速度を測定し、監管機員に報告すること。 選定は下の、改修標準仕様書第 1 編 1 5 1 2 0 1 5 2 による。 ・東工計服財産 ・・下配によるほか、改修標準件性書第 1 編 1 5 1 2 0 1 5 2 による。 ・東工計服財産 ・・野田大田大田・ ・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | # 生 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器 與何配水栓 5. 自動水栓 7. 大便器耐火力式 6. 能水栓 5. 弁 類 2. 量水器柱 5. 弁 類 2. 量、 6. 能水栓 7. 埋設深さ 8. 保 温 9. 埋設弁削関用ハンドル 10. 水道加入金属 11. 太テンレス管の接合 方法 12. その他 | ・ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 (不連結節水弁付) ・ 光浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 (不連結節水弁付) ※ 電域におか式とする。(・ 小楼番・柱型 ・ 小校番分離型) 園定こま式 (密水こま式) とする。 ※ 電域に始か式(※ 本びて0 の V) ・ 乾電池 ・ 自己給電 別する(ビット内を除く) (1) 製メーター ※ 情用 ・ 関助 (| 表 1 「完成書籍」 本工事終了 名 | (3)公正 (ガス保給事業者の責任地工とする。 供給事業者名 ()) (2)公正 (ガス保給事業者の責任地工とする。 供給事業者名 ()) (2)公正 (ガス保給事業者の責任地工とする。 供給事業者名 ()) (2) () () () () () () () () () |
| (国土立基本大臣管別方指新経験と 予成 3 年 5 元 元 1 元 1 元 1 元 1 元 1 元 1 元 1 元 1 元 1 | 32. 山留め 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用品の清掃 ② 火気内使用 37. 室内空気測定 38. 施工研査 39. アスペスト ④ あと施工アンカー 41. 既設インサートルト 42. 宮城県外付6城品利用 促進について ④ 施工条件 44. 三相誘導電動機 位 1. 工事用電力、水、その危数 エ 1. 工事用電力、水、その危数 エ 2. 東生 ④ 設計温温度 空 気 調 3. 煙 栗 窓 ばい煙濃度計 ・ 4. 煙 選 選 常 ち. メクトがグロトの工法 ア 2. 馬生素生 ② 設計温温度 空 気 調 3. 煙 栗 窓 が で の 医分 の アスペスト | トロラシ系防防会一一次以びプラステックラープによる防査処理を行う。 (理数配管は原則として、防食処理不要の存化とする。 切取り無にその影所の土質に見合った勾配を保って展削できる場合を除き、緩削の遅さが1、5mを超える場合には、山間から行うものとする。 関土交通省大医官房官庁宮梯部監修の建築工事標準仕様書 2 2 章 (舗装工事)による。 関土交通省大医官房官庁宮梯部監修の建築工事標準仕様書 2 2 章 (舗装工事)による。 関土交通省大医官房官庁宮梯部監修の建築工事構算性 任意 2 2 章 (舗装工事)による。 関連で設定中の水丸の使用は原則として行わない。 室内弦集中の水丸の使用は原則として行わない。 室内弦集中の水丸の水丸の使用は原則として行わない。 室内弦集中の水丸の水丸の水丸が上下に、トルエン、エチルベンゼン、スチレンの速度を測定し、置替職員に報告する。 測定対象室 () , 測定部所数 () , 測定部所数 () , 測定指数解 () , 測定指数解 () , 測定指数解 () , 測定法指数 () , 調査力法 () , 別定法法() , 調査別法 () , 調度別 () , 到 () | # 生 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器 與何配水栓 5. 自動水栓 7. 大便器耐火力式 6. 能水栓 5. 弁 類 2. 量水器柱 5. 弁 類 2. 量、 6. 給水栓 7. 埋設深さ 8. 保 温 9. 埋設弁削関用ハンドル 10. 水道加入金属 11. 太テンレス管の接合 方法 12. その他 | ・ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 (不連結節水弁付) ・ 光浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 (不連結節水弁付) ※ 電域におか式とする。(・ 小楼番・柱型 ・ 小校番分離型) 園定こま式 (密水こま式) とする。 ※ 電域に始か式(※ 本びて0 の V) ・ 乾電池 ・ 自己給電 別する(ビット内を除く) (1) 製メーター ※ 情用 ・ 関助 (| 表 1 「完成業績」 本工事終了 名 称 1 完成調書 (((())) 2 完成図書 ((())) 4 完成図書 ((())) 4 完成図書 ((())) 5 機器光成型の (()) 6 機器光成型の (()) 7 機器大成型の (()) 7 機器大成 | (3)公正 (ガス保給事業者の責任地工とする。 供給事業者名 ()) (2)公正 (ガス保給事業者と ()) (3)公正 () () () () () () () () () (|
| (国土立産組木)宣称所書館配配業 手成の 19年3 | 32. 山留め 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用品の清掃 ② 火気内使用 37. 室内空気測定 38. 施工研査 39. アスペスト ④ あと施工アンカー 41. 既設インサートルト 42. 宮城県外付6城品利用 促進について ④ 施工条件 44. 三相誘導電動機 位 1. 工事用電力、水、その危数 エ 1. 工事用電力、水、その危数 エ 2. 東生 ④ 設計温温度 空 気 調 3. 煙 栗 窓 ばい煙濃度計 ・ 4. 煙 選 選 常 ち. メクトがグロトの工法 ア 2. 馬生素生 ② 設計温温度 空 気 調 3. 煙 栗 窓 が で の 医分 の アスペスト | トロラシ系筋接令一プ以びプラステックラープによる防棄処理を行う。(理験配管は原則として、防棄処理不要の存在とする。) 切取り組にその形形の工質に見合った均配を保って運制できる場合を除き、銀州の深さが1、5mを超える場合には、山間かを行うものとする。 関土交通者大医官房官庁書補助監督の建築工事標準体権書 2 2 章 (舗接工事)による。 関土交通者大医官房官庁書補助監督の建築工事標準体権書 2 2 章 (舗接工事)による。 関土交通者大医官房官庁書補助監督の建築工事標準体権書 2 2 章 (舗接工事)による。 関西に特配なも場合は、表 「工事な分表」による。 現成用の少気の使用は原則として行わない。 素的安集中の水ルムアルチドド、トルエン、ナシレン、エチルペンゼン、スチレンの遺疫を測定し、監督職員に 報告すること。 ・加工計画開産 事務が表 (| # 生 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器 與何配水栓 5. 自動水栓 7. 大便器耐火力式 6. 能水栓 5. 弁 類 2. 量水器柱 5. 弁 類 2. 量、 6. 給水栓 7. 埋設深さ 8. 保 温 9. 埋設弁削関用ハンドル 10. 水道加入金属 11. 太テンレス管の接合 方法 12. その他 | ・ 法等クンク方式 | 表1「完成書類」 本工事終了 名 称 1 完成図書 (A (4) (A | (3)公正 (ガス保給事業者の及任施工とする。 保給事業者名 ()) |
| (国上文産業大臣官所7書籍的経験・用点 0 年間) (国上文金素大臣官所7書籍的経験・用点 0 年間) (国上文金素大臣官所7書籍的経験・用点 0 年間) (国上文金素大臣官の7書籍的経験・用点 0 年間) (国上文金素大臣官の7書籍的経験・用点 0 年間) (国生の2年 1 年間) (国生の3年 1 年間) (国生の3 | 32. 山留め 33. 舗装工事 34. 他工事との取り合い 35. 再使用品の清掃 ② 火気内使用 37. 室内空気測定 38. 施工研査 39. アスペスト ④ あと施工アンカー 41. 既設インサートルト 42. 宮城県外付6城品利用 促進について ④ 施工条件 44. 三相誘導電動機 位 1. 工事用電力、水、その危数 エ 1. 工事用電力、水、その危数 エ 2. 東生 ④ 設計温温度 空 気 調 3. 煙 栗 窓 ばい煙濃度計 ・ 4. 煙 選 選 常 ち. メクトがグロトの工法 ア 2. 馬生素生 ② 設計温温度 空 気 調 3. 煙 栗 窓 が で の 医分 の アスペスト | トロラシ系防防会一一次以びプラステックラープによる防査処理を行う。 (理数配管は原則として、防食処理不要の存化とする。 切取り無にその影所の土質に見合った勾配を保って展削できる場合を除き、緩削の遅さが1、5mを超える場合には、山間から行うものとする。 関土交通省大医官房官庁宮梯部監修の建築工事標準仕様書 2 2 章 (舗装工事)による。 関土交通省大医官房官庁宮梯部監修の建築工事標準仕様書 2 2 章 (舗装工事)による。 関土交通省大医官房官庁宮梯部監修の建築工事構算性 任意 2 2 章 (舗装工事)による。 関連で設定中の水丸の使用は原則として行わない。 室内弦集中の水丸の使用は原則として行わない。 室内弦集中の水丸の水丸の使用は原則として行わない。 室内弦集中の水丸の水丸の水丸が上下に、トルエン、エチルベンゼン、スチレンの速度を測定し、置替職員に報告する。 測定対象室 () , 測定部所数 () , 測定部所数 () , 測定指数解 () , 測定指数解 () , 測定指数解 () , 測定法指数 () , 調査力法 () , 別定法法() , 調査別法 () , 調度別 () , 到 () | # 生 2. 便器洗浄用タンク 3. 小便器自動洗浄 4. 器 與何配水栓 5. 自動水栓 7. 大便器耐火力式 6. 能水栓 5. 弁 類 2. 量水器柱 5. 弁 類 2. 量、 6. 給水栓 7. 埋設深さ 8. 保 温 9. 埋設弁削関用ハンドル 10. 水道加入金属 11. 太テンレス管の接合 方法 12. その他 | ・ 洗浄タンクカ式 | 表1「完成書類」 本工事終了 名 称 1 完成図書 (A (4) (A | (3)公正 (ガス保給事業者の及任施工とする。 保給事業者名 ()) |